倫理規定

*Shaping a World of Trust**

*信頼に満ちた世界の創造へ

BUREAU VERITAS

目 次

会長、最高経営責任者、グループ・コンプライアンス・オフィサーからのメッセージ 03

倫理原則

倫理ガバナンスおよび組織 06

主要倫理原則 07

倫理規定の実施 09
文書化 09
適用範囲 10
倫理規定の遵守 10
Bureau Veritas 内部告発プログラム 10
倫理的な決断を行う必要がある場合、次の質問を自問自答してみてください。 11
懸念事項がある場合の対処法 12

倫理指針および規則

公正な態度：誠実性

サービスの誠実性 15
提供する文書および情報の誠実性 17
財務および会計情報の内部管理および誠実性 18
利益相反 20

汚職防止への積極的な取り組み

汚職行為防止指針 23
贈答品、接待および供応の収受 25
贈答品、接待および供応の提供 27
慈善寄付および支援、政治献金 29
第三者との取引 31

規定の遵守：準拠

公正な事業の遂行および公正な事業の遂行および独占禁止法の遵守独占禁止法の遵守 34
国際的な経済制裁および輸出規制 36
情報保護 38
内部情報およびインサイダー取引規則 40

責任：企業の社会的責任

公正な労働環境 43
健康および安全 45

メッセージ

LAURENT MIGNON
取締役会会長

Bureau Veritasは、長年にわたり世界中でサービスを提供し、組織共通の行動や慣行に基づく特別な文化を築いてきました。創業の1828年から、Bureau Veritasはその誠実性と公正さにより、確実かつ長期にわたる評判のもとに築き上げ、真のグローバル企業として成長してまいりました。そしてこれは当社にとって最も重要な資産といえます。

本倫理規定はBureau Veritasでの事項決定の方向性を示し、日々の行動基準を導くガイドラインとなる文書です。Bureau Veritasの取締役会は、本倫理規定を初版刊行時から承認し、変わることなく全面的に支持をしております。

HINDA GHARBI
最高経営責任者

Bureau Veritasは「BtoB to Society（企業と企業、そして社会に）」間でのサービスを提供する企業であり、われわれの住む世界の変革への貢献に努めています。

1828年の創立より、当社のグループの成功は、組織内および第三者に対する誠実性および倫理性によって成し得てきました。当社のクライアントは誠実性、公正さおよび独立性に高い価値を見出しており、これはBureau Veritasの全従業員の日々の事柄の中心にあるものです。実際に今日、Bureau Veritasのサービスの誠実性は当社の従業員一人ひとりが誇りに思うべき大きな優位性のひとつです。

当社がクライアントに提供している価値とは、信頼です。我々がクライアントおよび利害関係者に与えているこの信頼こそが、組織として、また個人としての私たちの成功への鍵なのです。

このため、Bureau Veritasは2003年に、われわれの職務遂行のよりどころである誠実性の基となる倫理規定を正式に文書化するとともに、これを採択、そして実行しています。2012年からは、倫理はグループが掲げる3つの理念のうちのひとつとなりました。

当社の倫理原則は、誠実性、利益相反、機密保持およびデータ保護、汚職行為防止、公正な事業遂行、健康かつ安全で公正な労働環境など、技術や業務遂行時の行動に関するものです。

「倫理は Bureau Veritasの 真髄です」

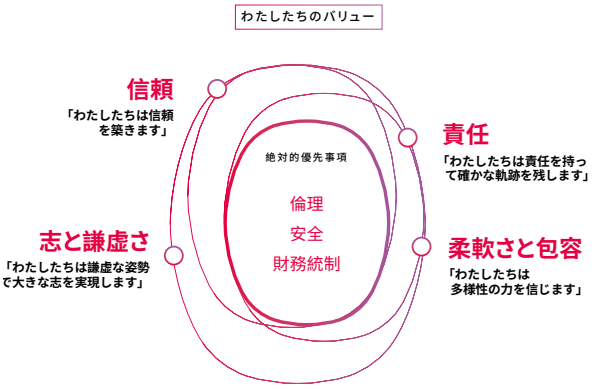

本倫理規定では、企業の基本方針を設定するとともに、実質的な日常業務の例を挙げることで、Bureau Veritas全従業員に求める行動を理解してもらうことを目指しています。本規定は、私たちが日々どのように考え、行動し、世界中の人々と交流するべきかを示す指針です。

Bureau Veritasの全ての従業員が倫理規定に沿った行動をとることが不可欠です。コンプライアンスを遵守することが、事業遂行やわれわれが将来的に成功する上で不可欠であると認識する責任を担っています。これは、Bureau Veritasが社会的に責任のある会社であるという評判を守り、また強化していくために必要なことです。

私は、皆さんのご協力と積極的な関与を期待しております。

本書内に記載されている倫理規定則に従わないという選択肢はないことを常に覚えておいてください。本規定は必ず尊重しなければならないばかりでなく、自分自身が倫理的な行動のお手本となる必要があります。Bureau Veritasの評判および利害関係者との信頼関係は、私たち一人ひとりにかかっているのです。

われわれは何を行ったかだけでなく、どのようにして行ったかでも評価されます。

BEATRICE PLACE-FAGET
グループ・コンプライアンス・オフィサー

本倫理規定第6版（以下、「本規定」）は、本規定および関連する内部指針、そして最善慣行、教訓、国際的な企業としての適用法令および規制に対応した手続きを最新のものに保つために刊行されました。本規定には、透明性、腐敗の防止並びに経済生活の近代化に関する法律（通称「サパンII法」）、国際検査機関連盟（IFIA）/試験・検査・認証機関（TIC）コンプライアンス規範の第4版等、世界中のコンプライアンスに関する法律が含まれています。

本倫理規定は、コンプライアンスプログラムの一環として作成された随時更新文書（living document）および共有文書であり、Bureau Veritasにとって重要な内容を網羅しています。本規定の目的は、(I)当社に共通する基本的な倫理規則の復習および理解の強化、そして(II)当社の倫理規則を明確かつ実践的な方法で説明することです。これらは、グループの倫理基準に関し疑問や懸念がある場合に、日々の事業活動において従業員に明確な方向性を示すもので、腐敗行為に関するリスクマップの結果に基づき割り出された実際に起こり得るシナリオを通じて、該当するグループの内部指針および手続きを示しながら行われます。

倫理原則または倫理規則の違反は、個人あるいはBureau Veritasに損害を与える結果に繋がりかねず、Bureau Veritasの評判に悪影響を及ぼす可能性もある深刻な問題であることを、私たち一人ひとりが常に心に留めておかなければなりません。

本倫理規定をよく読み、日々の業務の中でそれらを学び、活用してください。また、倫理規定の適用に関して懸念や質問がある場合は、直属の上司、コンプライアンス・オフィサーまたはグループ・コンプライアンス・オフィサーに速やかにサポートを求めてください。

倫理原則

倫理ガバナンス
および組織

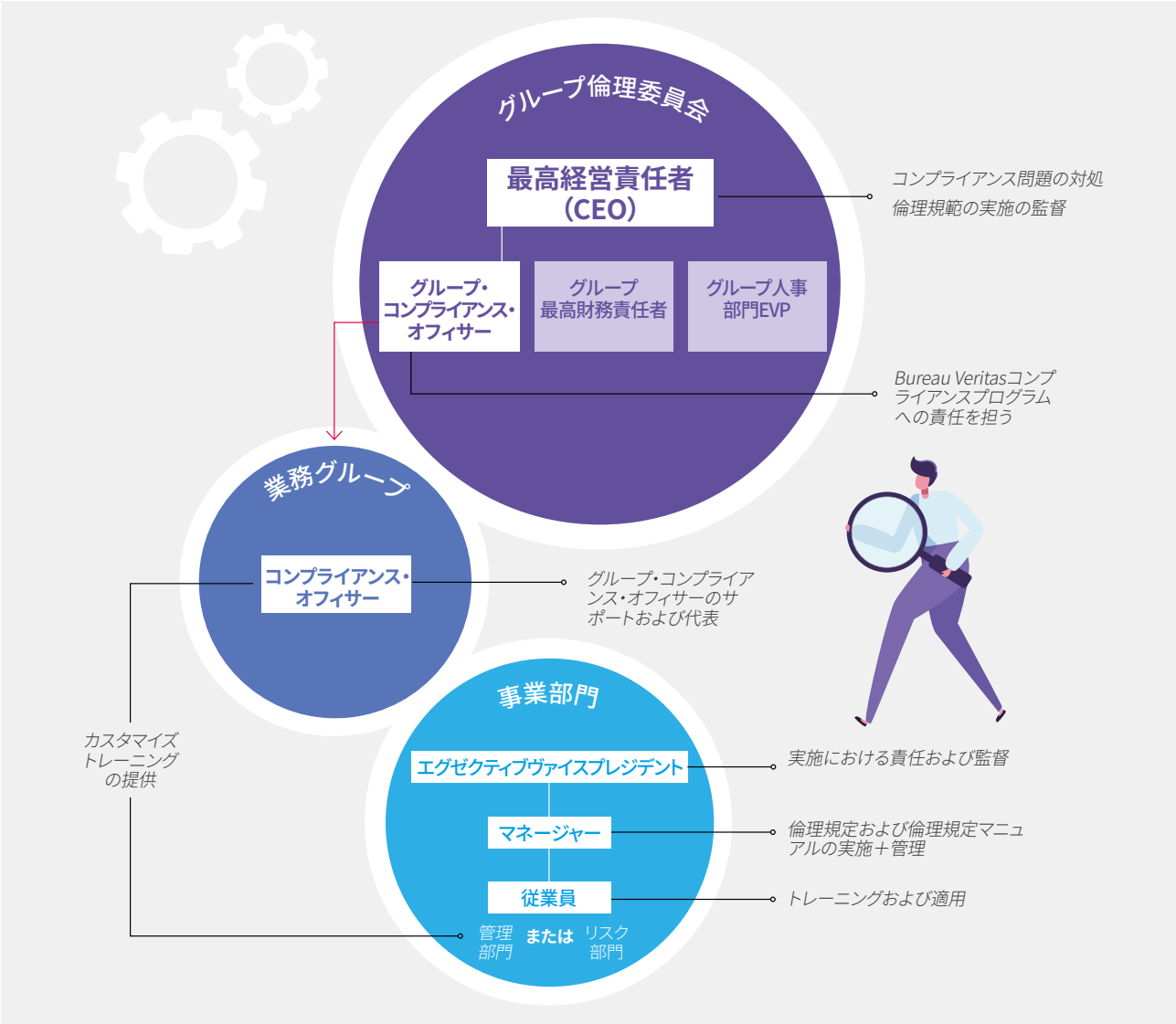

Bureau Veritasの「グループ・コンプライアンス・オフィサー」は最高経営責任者によって指名され、Bureau Veritasのコンプライアンスプログラムを担当しています。グループ・コンプライアンス・オフィサーは、**グループ倫理委員会**のメンバーであり、この委員会には最高経営責任者、グループ最高財務責任者とグループ人事EVPも所属しています。グループ倫理委員会はBureau Veritasのコンプライアンス問題の対応を行い、倫理規定の実施を監督しています。**コンプライアンス・オフィサーのネットワーク**から選出されるグループ・コンプライアンス・オフィサーは、Bureau Veritasの様々な業務グループにおけるコンプライアンス部門の代表です。各事業部門のマネージャーは、自分の担当領域において、エグゼクティブヴァイスプレジデントの監督のもと、倫理規定と倫理規定マニュアル（以下、「本マニュアル」）の実施と管理における責任を負っています。

これに関し各マネージャーは、全従業員が本倫理規定および本マニュアルを理解しているかを確認すること、またこれらを適用するよう促す責任を持ちます。この責任を果たすためには、全従業員への倫理規定の写しの提供、そしてトレーニングの実践を行ってください。また、本倫理規定および本マニュアルに記されている従業員の義務について、わかりやすく、実用的、そして具体的に教え、倫理規定の違反が従業員としての義務責任において深刻な違反となること、そしてBureau Veritasの現地職員に対して適用される指針と手続きに記載されている懲戒処分の対象となることを理解させることが必要です。リスクの高い部門および地域にいる従業員や管理部門に所属する者に対しては、コンプライアンス・オフィサーより、カスタマイズされたトレーニングが追加で行われます。

主要倫理原則

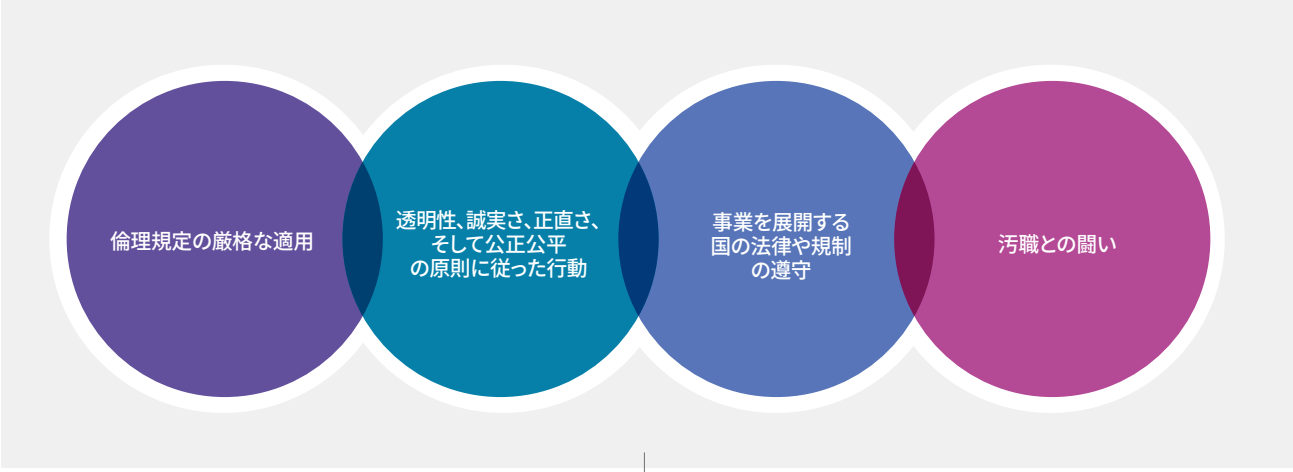

倫理規定の厳格な遵守および適用

当社の発展と成長は、例外なくBureau Veritasのすべての取締役、役員、従業員およびビジネスパートナー（仲介者、ジョイントベンチャーパートナー、協力業者、代理店およびサプライヤーを含む）に適用され、当社の真髄となる原則に基づいています。私たちはまた、クライアントとの関係上に存在する潜在的なコンプライアンスリスクを評価し、リスクの最小限化に努めています。

「私たち一人ひとりがコンプライアンス遵守の責任を担っています。」

当社の倫理規定を適用することで、日々の業務において適切な行動をとることができます。Bureau Veritasの各マネージャーおよび従業員は、当社の倫理規定を熟知している必要があり、またこの適用に努めなければなりません。

私たちの行動は常に、誠実性、透明性、正直さ、そして公正公平の原則に従ったものでなければなりません

「いかなる事業目的も、当規則の違反を正当化する理由あるいは弁明にはなりません。」

事業活動の多くは法律、規制またはその他の義務的要件の対象ではありません。このように、法律や規制により私たちが取るべき行動が明確に定められていない場合、誠実性、透明性、正直さ、そして公正公平の原則に沿った行動をするものとします。Bureau Veritasの各従業員は、自らが直面するそれぞれの状況を当基準に照らし合わせ熟考する義務があります。

全ての従業員は、Bureau Veritasの利益になると思われる場合であっても、当社の原則や当倫理規定上の規則を侵害したり、適用法令や規制に違反したりするような行動を取ってはいけません。

また、これらの法律や規制を破ることによってのみ達成できるような業績目標を課したり、受け入れたりしてはいけません。

私たちは、当社が事業を展開している国の法律および規制を完全に遵守することを約束します

誠実性というBureau Veritasの評判は、これらの法律や規制、または同様の義務的要件の尊重や遵守の上に成り立っており、当社の事業遂行にも適用されています。

「Bureau Veritasの評判を損なわせるような行動、当社を違法なビジネス慣行に関与させ得る行動、また当社の倫理的誠実性に反するような行動を起こしてはいけません。」

Bureau Veritasの各従業員は、サービス提供を行っている国の法律や規制を全て遵守する個人的な責任を負っています。

Bureau Veritasが違法なビジネス慣行に関与し得る業務活動は禁止されています。実際、当社の倫理規定を遵守するためには、単に法律や規制が定める最低限の要件を満たすだけではない倫理原則が必要となります。適用法あるいは規制と倫理規定（またはその原則と適用規則）の間に矛盾を感じた場合は、直ちにグループ・コンプライアンス・オフィサーに連絡し、適切な措置に関する指示を仰いでください。

汚職行為との闘い

Bureau Veritasは、事業を展開する全ての国において、あらゆる形態の汚職行為（利益誘導を含む）に立ち向かいます。

「あらゆる形態の贈収賄および汚職の根絶を約束します。」

Bureau Veritasの全取締役、全役員および全従業員による賄賂の供与および受領は、以下により厳密に禁じられています。

- 直接的、間接的であるかに関わらず、個人が自身の地位を悪用してBureau Veritasの利益（例：契約成立、政府による自社に有利な決定事項など）のため、あるいは過去のこういった行為に対する報酬として、他人に価値のあるものを約束、授与、あるいは提供すること。この「価値のあるもの」には、現金または現金同等物、贈答品、接待、寄付、便宜、サービス、その他のいかなる価値のあるものも含まれます。
- 直接的、間接的であるかに関わらず、義務を遂行する上で、不正な利益やメリット（例：テストや認定プロセスでの自社に有利なテスト結果の誘導、Bureau Veritasとの物品やサービス提供のための契約など）を得ることを望む人物に、価値のあるものを要求したり、受領したりすること。

賄賂の約束、提示、依頼、支払いまたは受領は、Bureau Veritasの指針上の違反、刑事罰による追及、あるいは適切な懲戒処分の対象となる場合があります（適切であると判断された場合、解雇も含まれる）。

また私たちは、利益誘導も同様に禁止しています。利益誘導とは、政府職員に不正な影響を与え、第三者へ利益を提供することにより（政府関係者による利益の受領の有無、またはそのやりとりを認識しているか否かに関わらず）不正な利益を得たり、あるいは過去のこういった行為に対する報酬として、不正な利益を得たりすることです。Bureau Veritasの全取締役、全役員、全従業員およびビジネスパートナーが、この禁止事項に違反するような協定を締結することは禁じられています。

「私たち一人ひとりがコンプライアンス遵守の責任を担っています。」

倫理規定の実施

文書化

以下の文書はBureau Veritasの全ての従業員、取締役および役員に適用されます。

- 本倫理規定は、正しい選択を行うためのガイドとして作成されています。
- 倫理規定マニュアル（以下、「本マニュアル」）に含まれる全てのBureau Veritas関連の社内手続きは、汚職防止指針および手続きによって構成されています。なお、本マニュアルはSharePointで入手可能です。
- 他には、倫理的事項に関連するその他全ての勤務地の現地の規則または技術的規則、特に (i) 健康および安全、(ii) 懲戒処分または (iii) モラルハラスメントおよびセクシャルハラスメントに関するものが含まれます。

倫理規定は、Bureau Veritasコンプライアンスプログラムの真髄となる重要事項です。

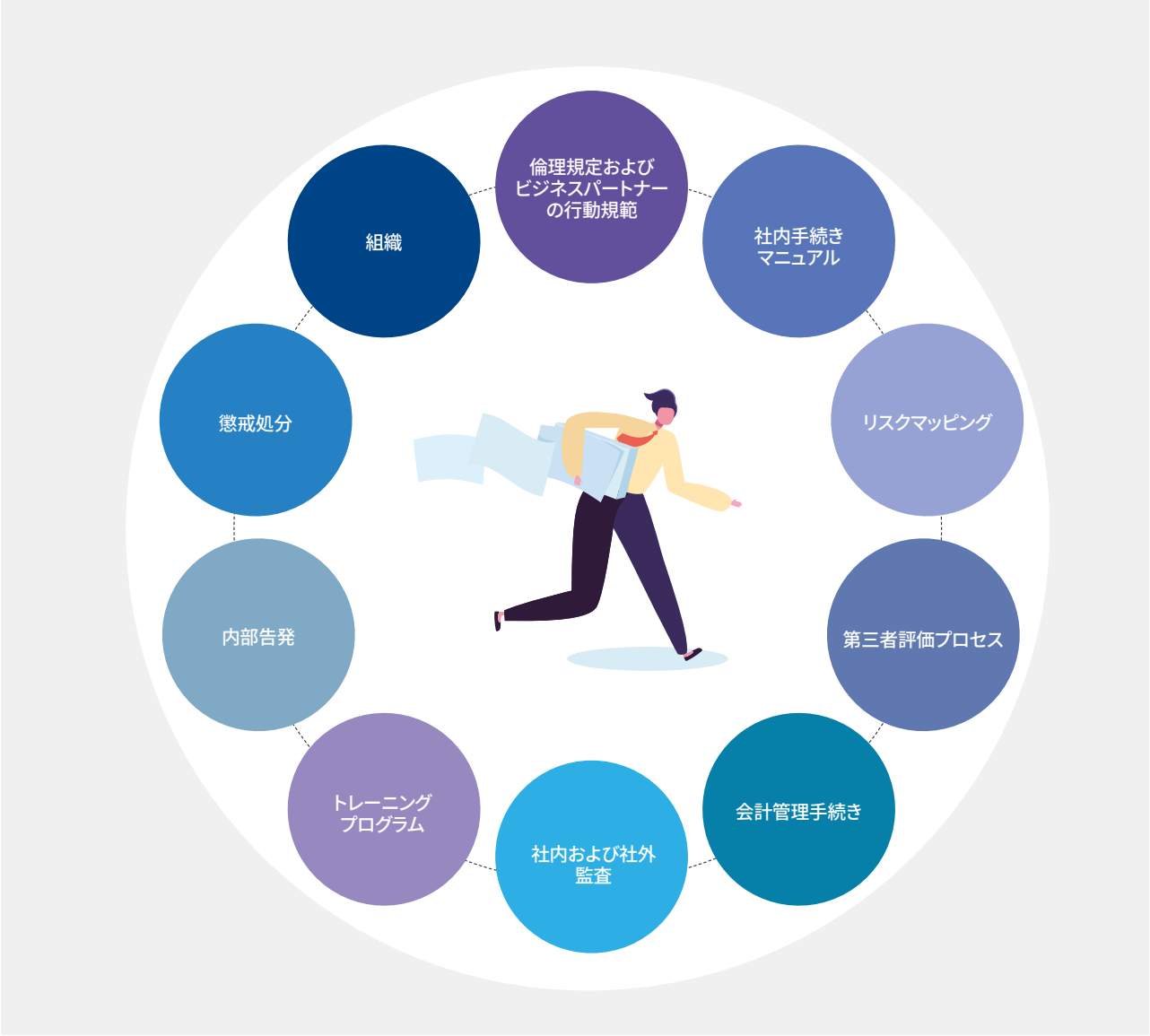

適用範囲

本倫理規定は例外なく、世界中のあらゆるレベルの組織における、Bureau Veritasの全ての従業員、取締役、役員および代理人に適用されます。該当者は、自らが行う日々の決断が、法律や本倫理規定の要件に準拠したものであることを確かめ、社内指針および手続きの倫理規定マニュアルを厳密に適用し、これに準拠しなければなりません。

当社のビジネスパートナー（仲介者、ジョイントベンチャーパートナー、協力業者およびサプライヤー等）も同様に、当社のビジネスパートナー行動規範上に当社が掲げている倫理規定を遵守することが求められています。Bureau Veritasの従業員は、各ビジネスパートナーがビジネスパートナー行動規範を熟知しており、それに従うことに明示的に同意するよう促す責任を負っています。私たちはまた、クライアントとの関係や吸収合併プロセス上に潜在的に存在するコンプライアンスリスクを評価し、最小限に抑える手順を踏まなければなりません。

倫理規定の遵守

本倫理規定の遵守に対する各人の宣言は、年間コンプライアンス宣言プロセスに加え、マネージャーにとっての「マイパフォーマンス」プロセスの一環です。

Bureau Veritasの従業員が本倫理規定に準拠しない場合、雇用契約の終了を含む懲戒措置の対象となります。いかなる場合であっても、違反したと疑われる者には、懲戒処分が行われる前にヒアリングが実施され、自身を弁護する権利が与えられるものとします。

本倫理規定の実施または解釈について質問や懸念事項がある場合は、従業員の誰しもが自由にコンプライアンスの現地担当者やグループ・コンプライアンス・オフィサーに連絡することができ、あるいは自身の直接の上司に助言を求めることができます。こうした要請があった場合は、質問の機密性と匿名性は、合理的に実行可能な限り、適用される法律で要求される範囲で保持されるものとします。本倫理規定に関連する外部の利害関係者からの問い合わせ、苦情またはフィードバックはグループに報告してください。

BUREAU VERITAS内部告発プログラム

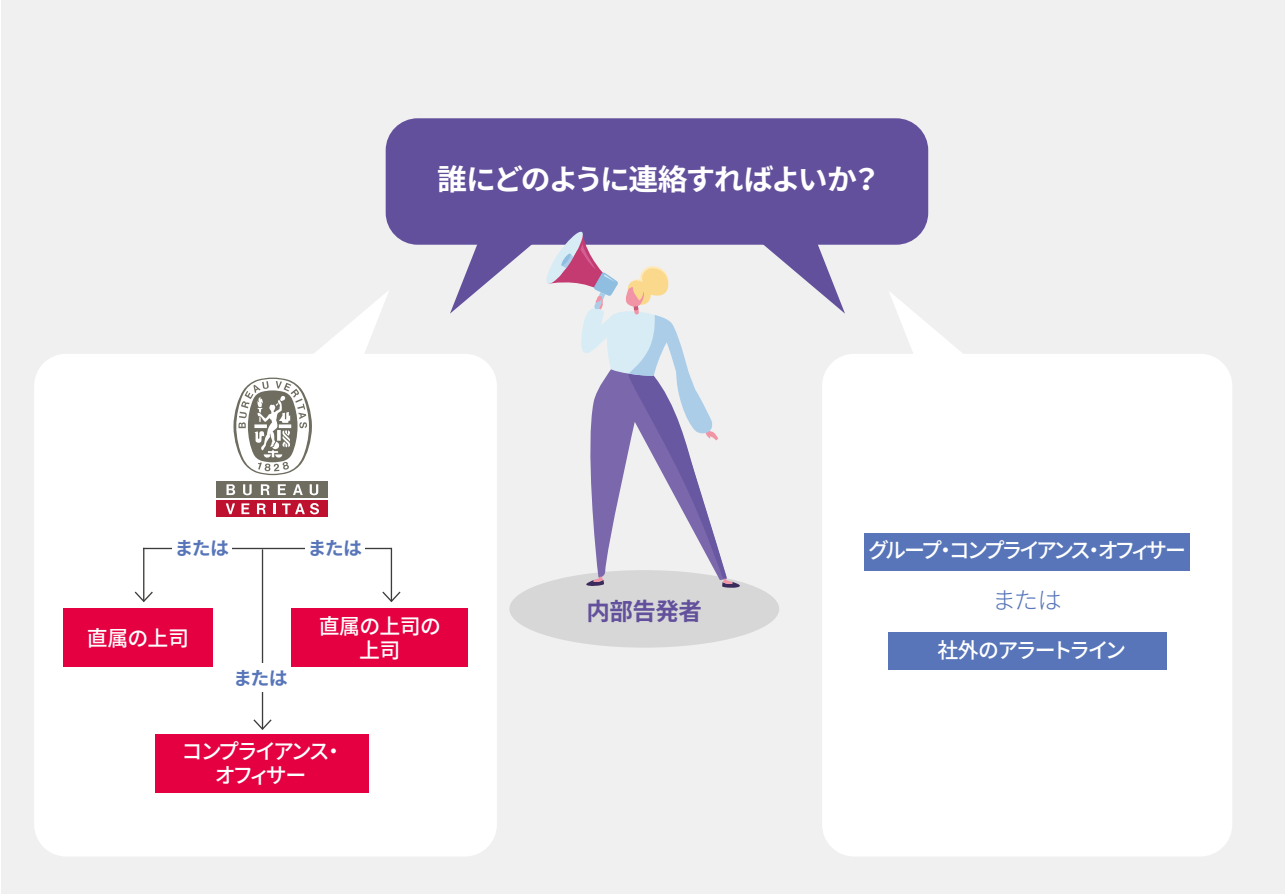

Bureau Veritasの従業員が、本倫理規定またはマニュアルに記載された規則や原則を違反している、または違反する可能性があると誠意を持って考える場合、その従業員はまず直属の上司に報告しなければいけません。その後、該当者の上司が直接グループ・コンプライアンス・オフィサーに報告を行うか、またはその上司のさらに上の上司に報告を行い、その人物がグループ・コンプライアンス・オフィサーあるいは社内監査役に報告することもできます。後者の場合、社内監査役がグループ・コンプライアンス・オフィサーに報告を行います。もしくは当事者が直接、グループ・コンプライアンス・オフィサーに報告することも可能です。

Bureau Veritasの従業員は、自発的な報告、あるいは通常の報告経路の代替方法として、本倫理規定や適用法および規制に対する特定の違反または違反の疑念がある場合、「Bureau Veritas内部告発プログラム」を通して報告することができます。

専用の外部倫理ホットライン(「アラートライン」)
https://ethicsline.bureauveritas.com

または、以下のグループ・コンプライアンス・オフィサーの連絡先まで直接ご報告ください
40/52 Boulevard du Parc 92200 Neuilly-sur-Seine - France
電話: +33 1 55 24 76 08
Eメール: compliance.officer@bureauveritas.com

Bureau Veritas内部告発プログラムを通して受け取った報告書は、グループ・コンプライアンス・オフィサーの監督のもと監視が行われ、処理されます。適用されるフランスのデータ保護法および規制に準拠し、Bureau Veritas内部告発プログラムは、次のように説明されています。

- 本プログラムは、法的または規制的要件、倫理的規則または業務遂行規則ならびに社内指針に基づく深刻な違反の報告のために使用されます。特に、会計および財務に対する利益誘導等の汚職、反競争的慣行、職場における健康と安全、環境、職場における差別およびハラスメントなどの違反が挙げられます。
- 報告書の評価には、実際に行われた特定の違反または違反が疑われる行為に直接関連している情報、または報告された事実を検証する上で厳密に必要とされる客観的な情報のみが考慮されます。
- 現地法により禁止されていない限り、匿名による報告は可能ですが、推奨されません。ただし、内部告発者の身元は内部告発プログラム内においてのみ開示され、それ以外では機密事項として保持されます。実名で報告を行うことで、会社は内部告発者を報復から保護することが可能になります。また、告発事項に関する追加情報を内部告発者に依頼することができます。
- Bureau Veritasが疑惑についての調査を行い、関連する証拠の破棄を防ぐための措置を行った後、違反行為を行ったと疑われる人物は、疑いがかけられている旨を知らされますが、その際に内部告発者の名前が明かされることはありません。
- アラートラインにて行われた報告は、適用法または規制に従って保管されます。

違反について、善意で報告を行ったBureau Veritas従業員が制裁やその他一切の報復を受けることはありません。ただし、禁止されている行いに加担した者は、たとえ自ら報告を行ったとしても、懲戒措置の対象となります。合理的に可能であり、適用法に基づき求められる範囲であれば、内部告発者の匿名性は守られます。

倫理的な決断を行う必要がある場合、次の質問を自問自答してみてください。

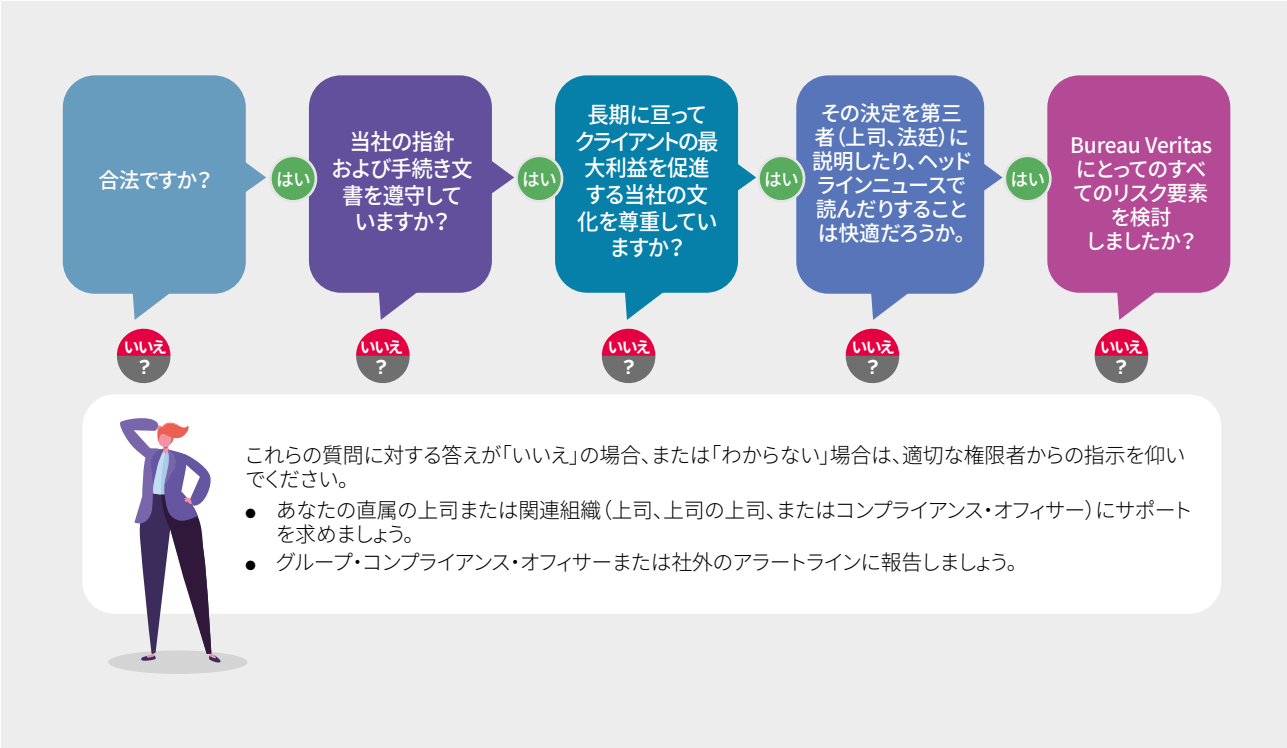

懸念事項がある場合の対処法

問題が起きた場合、以下を参考にしてください。

1

以下の質問に答え、あなたが抱えている懸念事項とそれに対するご自身の関与を明確にしましょう。

- 懸念事項は何ですか？
- あなたはどのように関与していますか？
- 違反した原則あるいは規則は何ですか？
- 原則あるいは規則に違反したのは誰ですか？
- 誰が違反に気がつきましたか？
- 違反が行われたのは、かなり前の出来事ですか？
- その問題について解決策は既に見つかりましたか？
- 違反が行われたのはどこですか？

2

次に、明確になった懸念事項についてどのように対処するか確認しましょう。

- 懸念を提起する必要があるのか、あるいはそれが自分の職務上の責任と関連性があるのか不確かな場合でも、問題が存在するという事実を決して無視しないでください。
- 次の人物で、最も話しやすいと感じる人と、あなたが抱える問題について話し合ってみましょう。
  - あなたの直属の上司。通常、直属の上司が本倫理規定に関する問題の主要な連絡先となります。
  - あなたのコンプライアンス・オフィサー。
  - あなたの人事部門の担当者。
  - グループ・コンプライアンス・オフィサー。

何をしたらよいかわからない場合、次のことを試してみてください。

- 一旦立ち止まってみましょう。
- この問題に関係する文書や資料に目を通してみましょう。
- 必要であれば、あなたの直属の上司と話してみましょう。また（こちらの方が良いと感じるなら）、現地のコンプライアンス担当者またはグループ・コンプライアンス・オフィサーのいずれかの人物にサポートを求めることもできます。これらの担当者には、いつでも連絡することが可能です。

倫理方針および規則

公正な態度：誠実性

サービスの誠実性 15
提供する文書および情報の誠実性 17
財務および会計情報の内部管理および誠実性 18
利益相反 20

サービスの誠実性

私たちの業務はプロ意識、独立性、かつ公平性を持って して行わなければなりません

私たちは、プロ意識や独立性、公平性が損なわれるような状況を回避しなければなりません。当社はそのような状況に直面した場合、オープンに、そして透明性をもって検証し、対処することを約束します。

私たちの仕事は、プロ意識、独立性、公正公平かつ誠実性を持って行われています。よって、当社によって承認された方法や手順、または正確な結果報告や調査報告などから逸脱するような外部からのいかなる影響も受けないものとします。

当社による報告書、テスト結果および認証書は、実際の所見や専門的な意見、また得られた結果を正確に示していなければなりません。当社のプロセスと管理を通して、私たちのサービスの誠実性を確実なものにしていきます。

やるべきこと

- データ、テスト結果およびその他の重要な事実を、誠意を持って公正に報告すること。
- 実際の所見や専門的な意見、得られた結果を正確に示す報告書および証明書のみを発行すること。
- プロ意識や独立性、公平さが損なわれるような状況を回避すること。
- そのような状況に直面した場合、オープンに、透明性をもって検証し、対処すること。
- 結果に公差がある場合、その使用事実を全員に対し明確に示すこと。

やってはいけないこと

- Bureau Veritasや一般的に適用される標準的手法に合わない方法を利用して査定結果を変更すること。
- クライアントとの関係を保つために、クライアントの要求によりBureau Veritasが発行した報告書内の所見を変更すること。
- 圧力、影響力または誘惑に屈し、当社の結果や所見を変更すること。
- 報告データ、テスト結果やその他の重要な事実を不正に、また不適切に変更すること。

調査中に非倫理的行動となる可能性のある例一覧:

- データの虚偽表示。
- 不完全、または虚偽のサンプルの意図的な使用。
- 賄賂／キックバック（不正な便宜を図ってもらう目的で、ある人物に支払いを行ったり、支払いを受け取ったりする行為）。
- すべての温度を適切に測らないこと（例：ある一つの温度を測り、他が全て同じだと想定すること。数度の違いが、全体に大きな影響を及ぼす場合がある）。
- 再計測の省略（例：二度目の（検証）計測を省略する。ほんの数時間前だということを理由に計測を繰り越さなかったり、再計測を行ったりしないことで、重大な不一致が起こる場合がある）。
- 他のデータや結果を使用すること。
- サンプルベースで業務を行った場合に、全ての項目の検査を行ったとみなすこと。
- 同じ槽や区画からすべてのサンプルを採ること（製品や品質にばらつきがある場合もある）。
- サンプルを適切にとらないこと（例：上部／中部／下部ではなく、上部のサンプルのみをとる。槽や区画は層に分かれている場合があるため、サンプル上部は製品全体を表しているとは言えない）。

実践編：こんな時あなたならどうする？

石炭貨物の検査を担当しているBureau Veritasの検査者がいます。その検査者の主要クライアントである貿易業者が、石炭貨物の20サンプルのうち2つを検査しないよう、強い圧力をかけてきました。これは、これら2つのサンプル結果を考慮すると、貨物の全体的な評価が下がり、その価値も下がってしまうからです。

Bureau Veritasの手続きでは、20すべてのサンプルの検査結果が、最終的な結果に含まれている必要があります。しかし貿易業者は、2つのサンプルが検査対象に入っていないことを気づく者は居ないし、自分の要求を受け入れても誰にも影響がないと言っています。

この場合、検査者は貿易業者の依頼に同意するべきですか？

いいえ

Bureau Veritasの技術手順はいかなる場合であれ使用、適用しなければなりません。これらの技術手順は、私たちのサービスの誠実性を確実に提供するために存在しています。もちろん「そのご依頼は、お受けいたしかねます」と言われるのを好むクライアントはいませんので、こういった提案を拒否する場合は、Bureau Veritasの適切な役職の人物が行うべきであると言えるでしょう。

経営陣は、このような困難な状況下であなたをサポートするためにいることを忘れないでください。

ラボにおける非倫理的行動となる可能性のある例一覧：

- データの捏造（例：データの削除。既存データの削除あるいはデータの作成）。
- 品質管理サンプルの虚偽表示。
- SOP（標準業務手順書）または業界基準に従わないこと。
- 特性を改変するためにサンプルの変更を行うこと。
- 分析結果の操作。
- サンプル、ファイル、データの差し替え。
- 分析機器の記録を偽ること。
- 良い結果のみをとること。

参考資料

社内指針および手続きの倫理規定：
指針321

提供する文書および情報の誠実性

Bureau Veritasの各従業員は、報告書、テスト結果および証明書等の自らが提供するすべての情報および自らが作成するすべての文書に対して個人的に責任を負っています。

やるべきこと

- ITシステムを通して、社内に、または外部のクライアントに対して提供する、もしくは伝えるすべての情報および文書が信頼のおけるものであること、そして真実かつ完全な情報であること。またこれはとりわけ、人事、財務、法務、税務に関する情報や文書、また政府や管轄行政機関に提出する文書にも適用されます。
- 所見や結論を文書化するための記録を保管すること。
- 法律や規制により求められる記録のみの作成を行うこと（明確な事業目的がない限り）。
- 特に公的な目的に使用する場合、正確で完全な記録を保管すること。
- 会社の記録保管指針に従って記録を破棄すること。
- 簡潔かつ正確な方法で記述すること。情報が一般公開される場合は、必要なことや説明できることのみ記載する方法を学ぶこと。

やってはいけないこと

- 訴訟、および潜在的なクレームまたは調査に関連する記録の破棄。
- 圧力、影響力または誘惑に屈し、当社の文書を変更すること。
- 報告データやその他の重要な事実の不正または不適切な変更。

実践編：こんな時あなたならどうする？

当社でコンピューターを使用して業務を行うコンサルタントを雇いました。

コンサルタントは、機密情報を含む電子ファイルを見る可能性があります。

この場合、対策を講じる必要があるのでしょうか？

はい

あなたは、コンサルタントと機密情報保持契約を締結しなければいけません。

コンサルタント会社が関与している場合、その会社が従業員にも同様に機密情報保持義務を課している限り、事務所と当社間での機密情報保持契約を締結するのみで十分であると見なされます。たとえ機密保持契約が締結されていたとしても、機密情報の不要な開示は避けなければなりません。

疑義がある場合や、グループの契約書テンプレートが必要な場合は、法務部門に連絡してください。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：指針311

財務および会計情報の内部管理および誠実性

すべての財務および会計情報は、Bureau Veritasの帳簿および会計に正式かつ正確に記録されなければならず、いかなる場合も、不完全、誤謬、または不正な処理の対象となってはなりません。

入力情報はすべて適切に証明を行うことができる内容でなければならず、誠実に正当化されていなければなりません。
収支計算書を賄賂や利益誘導、不正取引を隠ぺいするために使用することは絶対にあってはなりません。

すべての文書は適用法およびBureau Veritas指針に従って保管しなければなりません。

社内管理は、財務および会計情報の品質と信頼性を確保するため、また会社の帳簿および記録が不正取引を隠ぺいするために使用されていないことを確認するために設けられています。

Bureau Veritasの各事業部や部門のマネージャーはBureau Veritasの手続きに従った社内管理を行う責任を負っています。

やるべきこと

- Bureau Veritasの帳簿および収支報告書に財務および会計情報をすべて正確に正しく記録すること。
- 適切に証明を行うことのできる内容で、入力したものをすべて誠実に正当化すること。
- 報告システムに記録されたデータ、特に半年および年度末に発行されるべき情報が、その期間の結果およびその期間の終了時における財務状況に沿っていることを確認すること。
- 適用法およびBureau Veritas指針に従って文書を保管すること。

やってはいけないこと

- 不完全な、誤りのある、または虚偽のデータをBureau Veritasの帳簿や収支計算書に記録すること。
- 収支計算書を賄賂や利益誘導、不正取引を隠ぺいするために使用すること。

実践編：こんな時あなたならどうする？

クライアントに贈答品を渡したいと思うのですが、

これは承認されますか？ どのような行動をとるべきなのでしょうか？ また、関連する入力項目はどのように記入すればよいのでしょうか？

Bureau Veritasの規則は明確です。150ユーロを超える贈答品を提供する場合は、事前にグループ・コンプライアンス・オフィサーの承認を得なければなりません。

疑義がある場合は、あなたのコンプライアンス・オフィサーに連絡してください。

入力項目の記入時には、会計表MAG 241を参照し、対応する専用の収支計算書に入力項目を記入してください。

本日サプライヤーに支払いを行わなければいけないのですが、支払いのバッチ処理と請求書の記録を担当している会計士が不在です。ですが、私は支払いを行うため、支払いの承認、そして支払いを記録するために必要なアクセスを持っています。この方法なら、支払期限に遅れることはありません。

このやり方でも大丈夫でしょうか？

いいえ

各自の業務分担を尊重しなければなりません。支払いのバッチ処理と請求書の記録の担当者を支払い承認プロセスに関与させてはなりません。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：
指針322および323

利益相反

「利益相反行為になるような状況を回避すること。」

Bureau Veritasの従業員が、利益相反を生み出す可能性のある人との関与や繋がりを避けること、そしてその恐れがある場合は報告を行うことは非常に重要です。

個人的利益相反とは、Bureau Veritasの役員、取締役、従業員（または役員、取締役、従業員が個人的または業務上密接な関係にある人物）の個人的利益とBureau Veritasの利益が異なる状況を指します。

私たちは、特定の要件を考慮し、それに特化した社内手続きを適用することで、事業取引やサービスにおける利益相反、あるいは利益相反と思われるような状況を回避しなければいけません。当社は、このような利益相反が起こる可能性のあるすべての状況を規制しており、これには、特定の場合における明確な禁止事項、およびその他の場合における事前の検証、通知、または承認等が含まれます。

やるべきこと

- 自分の判断力に影響を及ばされることはないと考えていても、自らの下す判断に影響を及ぼしかねないような状況は回避すること。
- 仕事と私生活の間で起こり得る利益相反の可能性を回避すること。
- 利益相反にあたる状況を避けるため、外部の者の視点から自らの状況を考えるようにすること。
- Bureau Veritasの関連または関係会社に対してサービスを行う際、Bureau Veritas社内品質手順を適用して何を行うべきか確認すること。
- サービス提供をしなければいけない関連事業体との間に財務上または業務上の利益を有している場合、利益相反を回避すること。
- 異なる事業活動を行っているが、同一顧客、あるいは互いにサービスを提供している可能性のある当社企業および/または事業グループ間での利益相反を回避すること。
- 自分の家族や自らが親密な関係を持つ人物を雇用したり、その雇用に影響を与える前に、報告を行うべき人物の事前の承認を受けること。

やってはいけないこと

- 自分自身や自分の家族が直接関わっている、あるいは何らかの形で関わっている個人や組織を雇用したり、その会社の事業を共に行ったりすること。
- 直接的か間接的かに関わらず、Bureau Veritasの従業員として個人的に提供される利益を求めたり、受け取ったりすること（当社の贈答品および接待に関する指針に定められている原則に従った控えめな贈答品や接待を除く）。
- グループ会社での雇用事実により与えられるサービスや便宜を、自分自身、家族、あるいは友人に対して求めたり、受け取ったりすること。ただし、社内指針及び手続きに記載された事業活動の通常慣行として提供される贈答品や接待を除く。
- 報告を行うべき人物の承認を得ることなく、グループ外の事業組織において取締役、役員、エグゼクティブまたは同様の地位への指名を受けること。
- 直接、または親戚や友人を通して、競合他社、サプライヤーまたはクライアントにおける利益を取得すること（またはそのような利益の存在を開示するのを怠ること）。ただし、Bureau Veritas社内手続きに記載されている場合を除く。
- 個人的に使用するために、雇用されている会社の物品やリソースを使用すること。ただし、その使用に対して正式な承認を得ている場合を除く。

疑義がある場合は、一度立ち止まり、自分の懸念事項を、直属の上司、あるいは本規定の冒頭に記載されている他の連絡先に報告してください。すべての報告事項は機密事項として保管され、慎重に、敬意をもって取り扱われます。

実践編：こんな時あなたならどうする？

Bureau Veritasの従業員でありながら、または在籍したまま、Bureau Veritas以外の企業からの就任依頼を受諾することはできますか？

グループ外での就任依頼を受諾する前に、報告するべき人物の承認を受けてください。ただし、利益相反となるような状況は回避しなければなりません。

従業員は競合他社またはクライアント先での雇用の保持、あるいはそれらの企業の株式資本を取得することはできますか？

できません。どのような場合においても、不可能です。

利益相反となるような状況は回避しなければなりません。

従業員は、Bureau Veritasが検査を行う物品の設計、製造、供給、使用またはメンテナンスに関与したり、その物品の検査に関与したりすることはできますか？

できません。非常に稀な例外もありますが、まずはコンプライアンス・オフィサーに確認してください。

利益相反となるような状況は回避しなければなりません。

当社の規制対象になる例一覧：

- 報告を行うべき人物の事前の承認を受けずに、自分の家族や自らが親密な関係を持つ人物を雇用したり、その雇用に影響を与える行為。
- 自分自身の報告ルートにある人物と家族関係にあったり、親密な個人的関係にありながら、報告を行うべき人物と人事部のリーダーの両方に対し、書面による通知を行っていない場合。
- （自分が業務を行っている事業領域内にある）Bureau Veritasのビジネスパートナーやクライアント、あるいは競合他社と関連のある人物と家族関係や親密な個人的関係にありながら、報告を行うべき人物や人事部のリーダーの両方に対し、書面による通知を行っていない場合。
- 直接的か間接的かに関わらず、Bureau Veritasの従業員として提供される個人的な利益を求めたり、受け取ったりする行為（当社の贈答品および接待に関する指針に定められている原則に従った安価な贈答品や接待を除く）。
- Bureau Veritasで雇用中であるにも関わらず、報告を行うべき人物からの承認を受ける前に、Bureau Veritas以外の企業での就任依頼を受託する行為。
- 直接、または親戚や友人を通して、競合他社、サプライヤーまたはクライアントにおける利益を取得する行為（またはそのような利益の存在を開示するのを怠ること）。ただし、Bureau Veritas社内手続きに記載されている場合を除く。
- 個人的に使用するために、雇用されている会社の物品やリソースを使用すること。

参考資料

社内指針および手続きの倫理規定のマニュアル：指針342および343

汚職防止への積極的な取り組み

汚職行為防止指針	23
贈答品、接待および供応の収受	25
贈答品、接待および供応の提供	27
慈善寄付および支援、政治献金	29
第三者との取引	31

汚職行為防止指針

私たちは、断固としてあらゆる形態の賄賂、汚職、利益誘導を拒否し、すべての適用法とこれらの行為に関する禁止事項を完全に遵守することを約束します。

Bureau Veritasは、事業を展開する全ての国において、賄賂および利益誘導を含むあらゆる形態の汚職行為と闘います。Bureau Veritasの事業所が存在する地域やサービスを実施するすべての管轄地域の関連する地域法および国際法を遵守することを、固く約束します。

Bureau Veritasはいかなる形態の賄賂や汚職に対してあらゆる小さな違反も許さないゼロ容認の方針をとります。公務員、クライアント、サプライヤーまたはその他の相手に対する、賄賂、キックバック、利益誘導、不正な勧誘や協定は厳密に禁止されています。この禁止事項には、「円滑化」のための支払いが含まれます。これには、賄賂そのものでないもの（例：政府職員が公的業務を遂行するための少額の支払い）や政治献金もこれにあたります。指針、手続きおよびトレーニングや関連する指導等の慣行を通して、Bureau Veritasは組織における汚職を回避することに努めます。賄賂の約束、提示、依頼、支払いまたは受領は、Bureau Veritasの指針上の違反、刑事罰による追及、場合によっては解雇を含む懲戒処分の対象となる場合があります。

ロビー活動は、公的な決定に影響を与えることを目的とした活動と定義されており、フランスなどの一部の国では、利益の表明は、特定の基準による法律により定義され、申告を行わなければならず、厳格な倫理規則の対象となります。グループの代理として行われるロビー活動の全ては、適用法に従い透明性のあるものでなければならず、またグループ・コンプライアンス・オフィサーの承認を受けなければなりません。

やるべきこと

- いかなる形態の汚職にも立ち向かい、断固として拒否する。
- 当社が基づくすべての管轄地域の関連する地域法および国際法を遵守する。
- 特に、以下に記載する特定の規制された状況について、グループ・コンプライアンス・オフィサーからの事前の承認を求めることで、Bureau Veritasの社内手続きを尊重する。
- 実際に実施されたサービスに関連しない請求書を発行したり、それについて支払いを行うことを拒否する。
- 現金支払いや、受取人の名義でない銀行口座、または受取人の口座番号と異なる銀行口座に対する支払いを拒否する。
- それぞれの贈答品に、受取人の身元を記載した文書と適切な証憑を付ける。
- 贈答品または接待の支払いを正確に帳簿に記録し、収支計算書への記載漏れを禁止する。
- 契約に関する支払いの一部に対するキックバック等、いかなる形態の賄賂の提供や受領の禁止。
- クライアント、代理人、請負業者、サプライヤー、それらの従業員、または政府職員に対して不正な利益を提供するための、あるいは不正な利益を受け取るためのルートや経路の使用を禁止する。
- 利益誘導の禁止。利益誘導とは、政府職員に不正な影響を与え、第三者へ利益を提供することにより（政府関係者による利益の受領の有無、またはそのやりとりを認識しているか否かに関わらず）不正な利益を得たり、あるいは過去のこういった行為に対する報酬として、不正な利益を得ることです。Bureau Veritasの全取締役、全役員、全従業員およびビジネスパートナーが、この禁止事項に違反するような協定を締結することは禁じられています。
- 支払いの要求に関する報告は、直属の上司またはコンプライアンス・オフィサーに行ってください。

やってはいけないこと

- 業務の遂行や契約の締結のために、賄賂（金銭や勧誘）の要求、収賄、約束、申し出あるいは贈賄（直接的か間接的かに関わらず）をすること。
- 政府職員の行動に影響を与えたり、それを促すために贈答品を提供したり、政府の措置や決定に影響を与える目的であらゆる政府職員や公務員に支払いを行うこと。
- 会社の資金や資産を非倫理的目的のために使用すること。
- 政治献金、円滑化のための支払い、およびキックバックの支払いを行うこと。これらは厳密に禁止されています。
- 必要な事前の承認を受けずに150ユーロを超える贈答品や食事の支払いをクライアントに対して行うこと。
- 例として、検査や監査結果を変更したり、虚偽の報告書や証明書を発行するために賄賂を収受すること。
- 直接的、間接的であるかに関わらず、個人が自身の地位を悪用してBureau Veritasの利益のため、あるいは過去のこういった行為に対する報酬として、他人に価値のあるものを約束、授与、あるいは提供すること。「価値のあるもの」には、現金または現金同等物、贈答品、接待、寄付、便宜、サービス、その他のいかなる価値のあるものが含まれます。直接的、間接的であるかに関わらず、義務を遂行する上で、不正な利益やメリット（例：テストや認定プロセスでの自社に有利なテスト結果の誘導、Bureau Veritasとの物品やサービス提供のための契約など）を得ることを望む人物に、価値のあるものを要求したり、受領すること。

実践編：こんな時あなたならどうする？

私は、一部の企業の代理人が、その企業から支払われた金銭を使って外国の政府高官に高価な贈答品を購入しているという話を聞きます。

私も他社に負けたくはありません。これと同じ行為をしてもいいのでしょうか？

いいえ

Bureau Veritas指針は、事業を展開する場所のあらゆる適用法を遵守しています。直接的または間接的であれ、政府職員またはそうではない者に対して、例えば代理人を通じて約束または受領されたものでも、そのような一切の謝礼の受取を禁ずる法律を全て遵守する義務があります。懸念を感じた場合は、直ちに報告しなければなりません。さもなければ、Bureau Veritasだけではなくあなた自身も法的制裁のリスクに晒される可能性があります。

検査者「X」はA工場で検査を行い、物品に不備があり、出荷に適さないと判断しました。A工場のマネージャーは検査者の所見を受け入れましたが、検査者が報告書を提出する前に、検査者に対し「お心付け」として封が閉じられた封筒を渡しました。そして、工場にとって有利な措置をとるようお願いしました。封筒に入っていた金額は、軽食代程度の小額なものでした。

検査官は、この封筒を受け取ってもよいのでしょうか？

いいえ

いかなる形態であれ、Bureau Veritasの従業員に与えられる現金や利益は、本倫理規定に基づき厳格に禁止されています。

あなたとあなたの同僚が海外で新しい事業部の立ち上げの担当をしていると想像してみてください。仕事終わりにお酒を飲みながら、あなたの同僚から電話のネットワークの設置を完了させるには「現金報酬」を渡す現地の慣習に従う方法しかなかったという話を聞きます。あなたは、その同僚がしたことを疑問に思い、黙っているべきか、同僚に対する反対意見を書面で記録するべきか、あるいは同僚の行動について本社に報告すべきか悩んだ結果、黙っていることに決めました。

これが正しい判断でしょうか？

いいえ

会社の指針に反する活動に目をつぶったとしても、あなたの責任が免除されるわけではなく、むしろ、刑事責任に問われる場合もあります。

汚職または利益誘導の例（このリストはすべてを含むものではありません）：

- Bureau Veritasの従業員が、機密の入札情報と引き換えに、見込み顧客の入札委員会に所属する個人に対し支払いを行うこと。
- 税務当局と繋がりのあるBureau Veritasの仲介者が、Bureau Veritasの税金の減額と引き換えに、税務署職員に対し支払いを行い、Bureau Veritasへの請求書に「政府関連費」として支払いを含めること。
- 認証業務に従事するBureau Veritasの従業員が、望ましい結果を提供する交換条件として、クライアントより支払い済みのカリブ海行きの旅行費用を受け入れること。
- Bureau Veritasと関わりのある通関業者は、必要な書類手続きに誤りがあるため、Bureau Veritasが輸入を望んでいるラボ用備品の通関手続きを完了することができず、業者は、貨物の通関の交換条件として、通関職員に対し、現金支払いを行うこと。
- Bureau Veritasの従業員がサプライヤーと共謀し、Bureau Veritasがサプライヤーに支払う金額を増額させることで、サプライヤーはその追加分の利益の一部を直接Bureau Veritas従業員に支払う行為。
- 政府職員と非常に仲の良い友人である人物を知っているBureau Veritasの従業員。その政府職員はBureau Veritasに有利な規制上の決定に影響を及ぼすことのできる地位にいることから、従業員は、Bureau Veritasに有利な取り計らいを政府職員にしてもらうため、その知り合いに支払う行為。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：

- *第330章 賄賂防止および汚職防止*
- *指針332 政治献金*
- *指針333 慈善寄付およびスポンサーシップ*
- *指針334 円滑化のための支払い*
- *指針335 贈答品、接待および経費*
- *指針336 賄賂防止および汚職防止対策としての会計および簿記*
- *指針337リスク管理*

贈答品、接待および供応の収受

事業決定に不当な影響を与えたり、不当な影響を与えると見えるような贈答品、接待、または供応を収受してはいけません。

贈答品、接待、および供応の収受は、通常の事業関係において日常で行うものを超えたものであってはなりません。いかなる形態の贈答品、または供応も、Bureau Veritasの評判を損なうものである場合、回避しなければなりません。

当社は、クライアント、協力業者、サプライヤーおよびその他のビジネスパートナーからBureau Veritasの従業員に与えられる贈答品および接待に関し、厳格な管理と監視を行います。贈答品や供応は、従業員の判断や公平性、また独立性に影響を及ぼす可能性があり、Bureau Veritasの最大の利益のために行動することを阻む可能性があるためです。

やるべきこと

- 150ユーロを超える価値の贈受け取らないこと。
- 受領した贈答品を断ったり、返却したりすることで問題が生じる可能性がある場合は、慈善団体への寄付など、贈答品を受け取った人物が適切な処分方法を選ぶこと。
- 報告および認可を条件として、サプライヤーがスポンサーとなっている展示会や同様の職業上のイベントへの参加等、通常の接待や招待については許容されます。

やってはいけないこと

- あなたに何かをさせる目的、あるいは何かをさせない目的で提供される贈答品や接待を受領すること。
- 現金の支払い、チップ、ローンや現金および金券等の贈答品をサプライヤーやクライアントから受領すること。
- Bureau Veritasが行うサービスが理由で、個人的な贈答品、頼み事の実行、供応または接待を受けること。
- 購入やサプライヤーの選定に関与する従業員は、サプライヤーやサプライヤー候補から申し出を受けた個人的な贈答品を、決して受領してはいけません。
- 収支計算書を賄賂や利益誘導、不正取引を隠ぺいするために使用すること。

実践編：こんな時あなたならどうする？

サプライヤーから高価なカメラを貰いましたが、私は購入やサプライヤーの選定の決定者ではありません。

このまま貰ってもよいでしょうか？

いいえ

合理的に考えて、あなたが義務を負うとは考えられないくらいの安価なものでない限り、贈答品や接待を受領してはいけません。例えで安価なものであっても、直属の上司に開示してください。

原則として、常識や良識のある判断を行使し、不適切と思われるものや利益相反を回避してください。贈答品を受け取った場合は、直属の上司に知らせてください。

実践編：こんな時あなたならどうする？

あなたはサプライヤーに依頼して行うプロジェクトを担当しています。入札要請を行うと、サプライヤー候補の一社から全仏オープンのローラン・ギャロスのテニスの試合に招待されました。

このような状況でとるべき最良の行動は何でしょうか？

招待を断りましょう。サプライヤーが、機密の技術情報等、見返りとして不当な報酬を期待していた場合、これは汚職行為とみなされ、利益相反状態に陥る可能性があります。覚えておくべきこととして、入札要請の時点で、すべてのサプライヤーが同じ情報を持っていなければなりません。このような状況下では、招待された事実について書面にて直属の上司に報告を行い、該当するサプライヤーに関する適切な行動について決定するために話し合いを行ってください。

贈答品を受領する前に、自問するべきこと:

1 - 小額であるか？（ちょっとした販促品あるいは挨拶慣例的な品。例えば花、本、フルーツ盛り合わせ等の非常に小額のもの）

2 - グループの社内指針および手続きや現地法で規定された制限に従っているか？

3 - 贈答品や招待の裏にある意図とは何か？

4 - これについて同僚とオープンに話せるか？

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：
指針335

贈答品、接待および供応の提供

世界のあらゆる場所で、ビジネス上の贈答品や接待が慣習的に行われていると感じたとしても、これらは厳格な管理の対象となるものです。それは、これらの贈答品や接待が、ある人物の職務を利用して、何かをして貰ったり、逆にして貰わないようにするために供与する賄賂として見られたり、実際に賄賂になったりする場合があるからです。

事業決定に不当な影響を与えたり、不当な影響を与えるように見えるような贈答品、接待、または供応の提供をしてはいけません。

贈答品、接待、および供応は、通常の事業関係において日常で行うものを超えたものであってはなりません。いかなる形態の贈答品、接待や供応も、Bureau Veritasの評判を損なうものである場合、回避しなければなりません。

やるべきこと

- 150ユーロ相当（または1年間で1人につき累計で300ユーロ）を超える価値のある贈答品をクライアントやビジネスパートナーに供与する場合は、事前にグループ・コンプライアンス・オフィサーの承認が必要になります。
- 政府職員、クライアントやビジネスパートナーに対し、特にBureau Veritasがスポンサーとなっているイベントや、Bureau Veritasの現場を訪問する目的において、150ユーロ相当（または1年間で1人につき累計で300ユーロ）を超える旅費および宿泊費の支払い、またはその約束をする前に、事前にグループ・コンプライアンス・オフィサーの承認が必要となります。
- あらゆる贈答品の支払いを正確に帳簿に記録し、特定の帳簿を使って贈答品、接待および供応の登録を行ってください。

やってはいけないこと

- 現金の支払い、チップ、ローンや現金・金券等の贈答品をサプライヤーやクライアントに供与すること。
- Bureau Veritasが行うサービスが理由で、個人的な贈答品、頼み事の実行、供応または接待を行うこと。
- 購入やサプライヤーの選定の決定に関与している場合に、サプライヤーやサプライヤー候補に対して個人的な贈答品を供与すること。
- いかなる理由であっても、グループ会社の記録に虚偽または人為的な入力を行うこと。
- 収支計算書を贈答品による賄賂や利益誘導、不正取引を隠ぺいするために使用すること。

個人への接待、食事、旅行および宿泊に適用される基本原則：

- 適用法、贈答品に関するグループの社内指針ならびに受領者の雇用者の社内規則に従うこと。
- 検証可能で合法な事業目的に関係して発生するものであること。
- 不当な利益を獲得するため、または行動に対して不当な影響を与えるために行われていないこと。
- 次の基準に従っていること。
  (i) 合理的な価値を持っているものであること。
  (ii) 受領者の立場、それが行われた状況やタイミングを考慮した上で適切なものであること。
  (iii) 義務を発生させたり、不当に見えるような状況を発生させないこと。
  (iv) 受領者または他者が合理的に賄賂だと理解するようなものでないこと。
  (v) 同じ受領者に頻繁に供与されていないこと。
- グループ会社の帳簿および記録に公正かつ正確に記録されていること。

受領者が、グループの利益に影響を及ぼす可能性のある留保された決定事項に対し決定力を持っている場合、どうしますか？

- この場合は、特別な注意が必要です。グループの利益に影響を及ぼす可能性のある、留保された、または予測される決定事項には次のものが含まれます。
  (i) 入札の招集、
  (ii) 法規や規制、政府の下部組織の補助金の変更、
  (iii) 業務上の契約の締結または延長。

実践編：こんな時あなたならどうする？

150ユーロ（相当）を超える金額の贈答品や接待にはグループ・コンプライアンス・オフィサーの事前の承認が必要だというのは本当ですか？

はい

権限を持っている場合、グループ・コンプライアンス・ツールに直接承認を要請するか、コンプライアンス・オフィサーを通して行ってください。

150ユーロ以下の現金を渡してもいいですか？

いいえ

現金の供与は常に禁止されています。

150ユーロ以下の価値の贈答品または供応をしてもいいですか？

いいえ

一部の国では、150ユーロは大きな金額です。金額が150ユーロ以下の贈答品や接待の供与においては、各マネージャーが判断を行い、その贈答品や供応が次の通りであることを確認しなければなりません。(i) 賄賂のように見えないこと、(ii) 賄賂でないこと、(iii) 不適切なタイミングで供与されていないこと（例：その人物がBureau Veritasの入札を検討している期間）、および (iv) 地域の基準や慣行に従い合理的であること。

あるBureau Veritasの従業員は、重要なクライアントの調達部門の代表に対し、高価な贈答品を贈りました。その時点で、その人物は他社と同様、会社が締結する重要な契約の入札について検討しています。

これは賄賂ですか？

はい

賄賂のように見える行為のほとんど、そして実際に賄賂となる行為の多くは、その人の会社の利益と相反する行動を誘発します。

贈答品を贈る約束をすることは、いかなる社内指針および手続きにも従わなくてよいというのは本当ですか？

間違いです

贈答品を贈る約束をする場合、Bureau Veritasの社内規則および手続きに準拠していなければならず、その約束が賄賂を支払う約束である場合、Bureau Veritasの指針に違反することになります。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：
指針335

慈善寄付および支援、政治献金

定められた状況下では、グループが事業を展開するどの社会においても、良い影響を与えることを望んでいます。

主要なグローバルプレイヤーとして、当グループは国内外の組織と共にコミュニティープロジェクトに取り組んでいます。Bureau Veritasは、賄賂を隠蔽するために寄付を利用することを絶対に避けるため、慈善寄付を規制する社内指針および規則を定めました。

スポンサーシップは、グループブランドの宣伝・強化を目的としてイベント期間中に使用されるため、慈善寄付とは異なります。また、スポンサーシップは、供応や贈答品、接待に関する規則に則って行われる広報イベントとは異なります。スポンサーシップが意図したビジネス上の目的を果たし、不適切な印象を与えないようにするために、Bureau Veritasは内部ポリシーと規則を設定し、これを規制しています。

Bureau Veritasは事業を展開しているあらゆる国の政治的プロセスにおいて中立的な立場をとるという厳格な指針を守ります。たとえグループが事業を行っているコミュニティに関与していたとしても、グループの指針としては、直接的にも第三者を通して間接的にも、いかなる政治組織にも現金や寄付を渡さない方針をとっています。Bureau Veritasは、あらゆる国のいかなる政党や選挙で選ばれた公的機関の役職者またはその候補者に対しても、資金やリソースの提供を行わず、いかなる政治活動の支援も行いません。

やるべきこと

- Bureau Veritasによる慈善組織に対する寄付や、事業を行うコミュニティの非営利プログラム（自然災害発生後の緊急援助、教育、医療、研究への資金提供、または同様の非営利投資）におけるBureau Veritasからの直接の投資を行う場合、事前にグループ・コンプライアンス・オフィサーの承認を求めること。
- 特定の帳簿に、寄付の金額が適切に登録されるようにすること。

やってはいけないこと

- 政府当局や第三者に影響を与え、Bureau Veritasに不当な利益を与えることを意図しているかのように見えるあらゆる形の慈善寄付を行うこと。
- いかなる理由であっても、グループ会社の記録に虚偽または人為的な入力を行うこと。

実践編：こんな時あなたならどうする？

職場で慈善事業に寄付するように依頼されました。

どのように対応したらいいのでしょうか？

自分の名義であれば、自由に慈善事業への寄付を行えます。ただし、勤務先のグループ会社を代表して寄付を求められた場合、アクセス権を付与されている場合はグループ・コンプライアンス・ツールで直接、またはコンプライアンス担当者を通じて、事前にグループ・コンプライアンス担当者の承認を求めてください。

実践編：こんな時あなたならどうする？

あるBureau Veritasの従業員は、重要なクライアントの慈善プロジェクトに寄付金を提供しました。その時点で、その人物は他社と同様に、会社が締結する重要な契約のための入札について検討しています。

これは賄賂ですか？

はい

賄賂のように見える行為のほとんど、そして実際に賄賂となる行為の多くは、その人の会社の利益と相反する行動を誘発します。

ある政治家の候補者が、立法府への政治活動に資金を適用するよう依頼してきました。

このような寄付を行うことはできるのでしょうか？

いいえ

いかなる政治献金であれ、グループ会社の名義で献金することはできません。

あなたが勤めているグループ会社は国際イベントのスポンサーをしています。

クライアントをこのイベントに招待し、交通費や宿泊費を提供することはできますか？

はい

ただし、コンプライアンス・オフィサーからアクセス権を付与されている場合はグループ・コンプライアンス・ツール内から直接グループ・コンプライアンス・オフィサーからの事前の承認を求めることを条件とします。

このイベントを利用して、特定の人々を招待し、会社のイメージを売り込むことは可能ですが、この場合の招待は以下の通りでなければなりません。

(i) 贈答品および接待に関する規則を尊重していること

(ii) 承認を得ていること

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：
指針332および333

第三者との取引

賄賂防止および汚職防止に関する指針および手続きを通し、私たちは当社の倫理規定やビジネスパートナーの行動規範に従うよう求める等、当社のビジネスパートナー（例：仲介者、ジョイントベンチャーパートナー、協力業者、代理人およびサプライヤー）の選定および倫理的行動について監視します。これには、賄賂、汚職、利益誘導を禁止する地域法および国際法に準拠することが含まれます。また、ビジネスパートナーへの支払いを監視することで、彼らを通して不当な支払いが行われるリスクの最小化に努めています。

私たちは、クライアントの適正な評価を行い、共に業務を行うことで示されるコンプライアンスリスクの可能性を認識し、これらのリスクに対処し、最小化に抑えるための適切な管理を実施しています。私たちは、公正かつ透明性のある方法で調達を行い、調達担当者からの賄賂のリスクを軽減しています。

やるべきこと

- 社内指針および手続きの倫理規定の規定を厳格に適用し、ビジネスパートナー（仲介者、協力業者、ジョイント ベンチャーパートナー、代理人およびサプライヤー）の使用や選定、そして一部の倫理的行動を監視すること。
- 指針および手続きを適用し、それらに準拠すること（例：適正な評価を行い、業務を共に行うことで示されるコンプライアンスリスクの可能性を認識し、グループ・コンプライアンス・オフィサーに承認を求める）。
- 仲介者との契約締結前に、文書化された適正な評価を徹底的に行い、倫理委員会の承認を得ること。
- 第三者との間、あるいは第三者を通して不当な支払いが行われていないことを確約し、賄賂の疑惑から当社を守ること。
- 仲介者の報酬が、その人物の努力および能力に見合ったものであること。
- 支払いが、実際の最終的な受取人に対して行われ、特定の帳簿に登録されるようにすること。
- 代理人として、クライアントまたはサプライヤーと取引に関連していない者に対する支払いについての過剰請求または過少請求等、特殊な財務上の協定を拒むこと。
- 公正かつ透明性のある方法で調達を行い、外部からの賄賂のリスクを軽減すること。
- すべての費用の金額が特定の帳簿に適切に登録されるようにすること。
- 疑義がある場合は、直属の上司かコンプライアンス・オフィサーに助言を求めること。.

やってはいけないこと

- グループ・コンプライアンス・オフィサーに第一に承認を依頼せずに、Bureau Veritasが事業を獲得するためのサポートを行う業務上の代理人、コンサルタントまたは協力業者等の仲介者を指名すること。
- 購入契約の締結と引き換えに、サプライヤーから支払いや利益を受領すること。
- 賄賂で有罪判決を受けた者、または賄賂に関与したことがわかっている者や企業を仲介者として指名すること。

実践編：こんな時あなたならどうする？

現在、非常に重要な協力業者との契約の交渉を行っているところです。

彼らがBureau Veritasと、またはBureau Veritasの代理として事業を行う際に、本倫理規定に従って行動してもらうよう確認すべきですか？

はい。すべての協力業者に対して確認が必要です

Bureau Veritasの倫理規定の写しを渡してください。協力業者は、宣言に署名するか（本倫理規定のテンプレートは以下の通り）Bureau Veritasの倫理規定の写しを受け取ったことを承認する一文を契約内に追加することで、その受領を承認しなければならず、Bureau Veritas、またはBureau Veritasの代理として行うすべての取引において、本倫理規定に従って行動することに同意しなければなりません。

ある協力業者にクライアントの事業の獲得のサポートを依頼し、クライアントに請求した金額に基づいてその業者に料金を支払うことになっているのですが、

仲介者に関するグループの手続きに従う必要はあるのでしょうか？

はい

販売に基づき計算される割合の手数料により報酬を支払う代理人等の指名に関しては、グループ・コンプライアンス・オフィサーの事前の承認を必要とします。

Bureau Veritasの重要なクライアントの購買マネージャーは、Bureau Veritasの商業マネージャーに対し、Bureau Veritasが現地のコンサルタントのサービスを採用した方が良いと伝えました。現地のコンサルタントなら、常に競争率の高い入札を行わなければならない中、Bureau Veritasがさらに契約を獲得できるようサポートすることができるからです。Bureau Veritasは推奨されたコンサルタントに連絡し、Bureau Veritasの可能な条件について協議を行い、そのコンサルタントとの契約の締結について、グループ・コンプライアンス・オフィサーを通して承認を要求するとコンサルタントに伝えました。

あなたが倫理委員会の一員なら、この要求を承認しますか？

おそらく承認しません

倫理委員会は、なぜそのクライアントとの契約がすべて競争率の高い入札を必要とするか、なぜ購買マネージャーが特定のコンサルタントを推奨するのか、その理由について理解しなければなりません。またとりわけ、コンサルタントがBureau Veritasから受け取った手数料の一部をそのクライアントの購買マネージャーに対して支払うことはないとの完全なる確証、例えば、Bureau Veritaがクライアントとの契約を獲得するための賄賂を支払うために、当社のコンサルタントが利用されたのではないことなどの確証を得なければなりません。特定の事実に基づくと、倫理委員会は多くの場合、さらなる詳細や調査がない限り、納得することはありません。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：

- *第410章 – ビジネスパートナーとの取引*
- *指針411 第410章について*
- *指針412 仲介者*
- *指針413 ジョイントベンチャーパートナー*
- *指針414 購買慣行*
- *指針415 協力業者*

規定の遵守：準拠

公正な事業の遂行および独占禁止法の遵守 34
国際的な経済制裁および輸出規制 36
情報保護 38
内部情報およびインサイダー取引規則 40

公正な事業の遂行および独占禁止法の遵守

Bureau Veritasのマーケティングは、信頼性を持ち、良心的で、誤解を招かず、また準拠する法令に従った方法で行わなければなりません。

私たちは公正かつ独占禁止法およびその他の準拠法令に従ってビジネスを行うことを約束します。競争法または独占禁止法は、通常、競合する者の間で価格決定やその他の競合条件、または市場や事業の分割に関し合意を行うことを禁止しています。会社や従業員による競争法または独占禁止法の侵害があった場合は、深刻な民事または刑事処分が科せられる場合があります。Bureau Veritasの全従業員は、適用されるすべての競争法または独占禁止法に厳密に従わなければなりません。疑義がある場合、従業員は法務部門に助言を求めてください。

当社は、同様のレベルで公正な競争を行い、適用される独占禁止法に従うという確約をビジネスパートナーに求めています。

やるべきこと

- 誠実かつ正直に、公正に行動すること。
- 適用される競争法または独占禁止法のすべてに厳密に従うこと。疑義がある場合、従業員は法務、リスクおよびコンプライアンス部門から助言を求めること。
- 競争法または独占禁止法は、競合する会社間での（直接的か間接的かに関わらず）商業的に重要な情報の交換をより一層厳しく取り締まっているという認識を持つこと。結果的に、競合する会社に関する、またそれらの事業情報の交換はより多くのリスクを含み、重大な罰金の対象となること。
- 商業的な文書を作成する際には、透明性を高めることに注力すること。当社の競合相手の欠点や失敗を強調するのではなく、Bureau Veritasの強みについて伝えること。
- Present Bureauを公正かつ合理的に紹介し、Present Bureauとその競合他社について提供される情報が正確で議論の余地のないものであることを確認すること。

やってはいけないこと

- 競合相手と事業情報を交換すること。
- 競合相手の従業員と入札プロセスについて話し合うこと。
- 見込み顧客の従業員から社内の機密情報を入手したり、入手しようとしたりすること。
- 意図的に競合他社を誹謗中傷したり、名誉を毀損したりすること。特に競合他社の資格、業績、能力を故意に毀損すること。
- Bureau Veritasが提供できないとわかっている事業に従事すること。
- 確認する前に認証されていると言及すること。

実践編：こんな時あなたならどうする？

Bureau Veritas中国支社のマネージャーが、上海でのセミナーに参加しています。そのセミナーには、競合相手の従業員が2名出席しています。セミナーの後、3人は飲みに出かけました。その飲み会の間、3人はマージンの増やし方について話し合い、自分たちが合意したものより低い日当の募集はしないことに同意しました。

Bureau Veritasのマネージャーはそのようなことに同意することが可能なのでしょうか？

いいえ

これは違法です。私たちは、競合する者の間で価格決定やその他の競合条件、または市場や事業の分割に関し合意を行うことを禁止している競争法、または独占禁止法等の諸法令に準拠すること約束しています。

2つの異なるBureau Veritasの事業体が、同じ入札に申し込みをし、事業情報を交換することを決めました。彼らは同じ企業グループに所属していることを明かさず、それぞれの募集を調整することで、2社の競合する募集があると購入者が考えるように促しました。

この行為は許容されるのでしょうか？

いいえ

これは違法です。グループ会社は、市場分割と共通の商業方針において合意することができますが、その後、公共入札や民間入札で虚偽の競争入札を行わないことを条件としています。

グループ会社は入札時に、競合していると見られるような印象を与えてはなりません。

疑義がある場合：

従業員は直属の上司（または場合に応じて、直属の上司の上司）の指示を仰ぐべきです。この人物が、その後とるべき行動について責任を負うものとします。必要な場合、その後、直属の上司かグループ・コンプライアンス・オフィサーからの直接の指示を仰ぎます。これらの規則の違反を認識した場合、従業員は直ちに直属の上司（または場合に応じて、直属の上司の上司）に報告しなければなりません。この人物は今後とるべき行動についての責任、またその後その直属の上司かグループ・コンプライアンス・オフィサーに直接、またはBureau Veritas内部告発プログラムを通して報告を行う責任を負います。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：

- *第350章 法律への準拠*
- *指針351 独占禁止法への準拠*
- *指針352 公正なマーケティング*

国際的な経済制裁および輸出規制

Bureau Veritasは、特に国際法および規制に従い、業務活動の最高基準を守っています。誠実な企業であるというBureau Veritasの評判は、これらの法律や規制、または同様の義務的要件の尊重や遵守の上に成り立っており、当社の事業遂行にも適用されています。

グループが事業を展開する全ての国の貿易法に従うことは、Bureau Veritasの指針であり約束です。グループが事業を行ういくつかの国では、国境を超えた商品の移動やサービスの遂行に対し規制を設けています。

私たちは、欧州連合、英国および米国の全ての制裁、輸出規制、反ボイコット法、規制、命令、指令、指名、ライセンスおよび決定に従わなければならず、全ての管轄地域におけるマネーロンダリング防止法や規制にも従わなければなりません。

私たちは、これらの法律や規制の違反となる、または罰金の対象となるような行動を行ってはならず、またそのような行動をとらないように努めなければなりません。

やるべきこと

- フランス本社法務部門および業務グループの法務およびコンプライアンス部門が作成する法的な覚書、グループガイドラインおよびその他の情報やトレーニング資料に従うこと。
- 制裁や規制を受けている国、事業体、個人、事業セクター、商品、テクノロジー、ソフトウェアまたはサービスに関し取引を行うよう依頼された場合は、業務グループの法務およびコンプライアンス部門に相談すること。
- 全ての取引が徹底的に監視されていることを確認すること（取引当事者、サービス実施場所、当該商品の内容等）。
- 参照のため、EU財務制裁の対象となっている人物、グループおよび事業体のリストは以下の通りです。http://data.europa.eu/euodp/en/data/dataset/consolidated-list-of-persons-groups-and-entities-subject-to-eu-financial-sanctions。米国制裁リスト検索ツールは以下の通りです。https://sdnsearch.ofac.treas.gov/
- クライアントおよびサプライヤーについて知り、当該商品、テクノロジー、ソフトウェアまたはサービスをどのように使用しようとしているか判断すること。

やってはいけないこと

- 徹底的な監視プロセスを行わず取引を進めること。
- 業務グループの法務およびコンプライアンス部門や本社法務部門の承認を受けずに経済制裁を受けている国と取引を進めること。
- グループガイドラインおよび法的な覚書がある場合、それらに準拠せずに取引を進めること。

適用法や規制に準拠しない場合、非常に深刻な懲罰や民事上および刑事上の制裁を受ける可能性があります。疑義や懸念がある場合、従業員は業務グループの法務およびコンプライアンス部門の助言を求めてください。必要に応じて、業務グループの法務およびコンプライアンス部門は本社法務部門やグループ・コンプライアンス・オフィサーからの指示を仰ぎましょう。

実際の、または潜在的な経済制裁の違反を認識した従業員は、直ちに業務グループの法務およびコンプライアンス部門に報告してください。同部門は適切かつ主要な措置を行い、違反の疑惑について、本社法務部門やグループ・コンプライアンス・オフィサーまで報告する責任があります。

実践編：こんな時あなたならどうする？

Bureau Veritasのある事業体は、リビアに関係する国際契約を締結しようとしていますが、この国で事業を行ってよいか確かではありません。

このBureau Veritasの事業体はどのように進めていけばいいのでしょうか？

- リビアに関する法的な覚書やグループガイドラインがあるか確認する。
- 業務グループの法務およびコンプライアンス部門に相談する。

Bureau Veritasのある事業体が、国際制裁を受けている国で事業を行う予定なのですが、

取引開始前に何をするべきでしょうか？

- HO法務部門および業務グループの法務およびコンプライアンス部門が作成する法的な覚書、グループガイドラインに従う。
- 制裁や規制を受けている国、事業体、個人、事業セクター、商品、テクノロジー、ソフトウェアまたはサービスに関し取引を行うよう依頼された場合はいつでも、業務グループの法務およびコンプライアンス部門に相談すること。
- 取引が以下の通り徹底的に監視されているようにすること
  - 取引当事者（SDNリストおよびEUリストを確認のこと）。
  - サービス実施場所。
  - 当該商品の内容。
  - 支払いの通貨。
  - 欧州や米国の職員や協力業者がその計画プロジェクトに関与しているかどうかを確かめる。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：指針353

情報保護

情報（技術上、業務上、および財務上の情報、個人データを含むデータ、ソフトウェア、方法、企業秘密、データベース、発明、ノウハウおよび関連する知的財産権）は、物理的な資産（建物や発明等）と同様の価値があります。

サービス提供において受け取った、または伝達されたすべての情報は、その情報が既に公開されていなかったり、一般的に第三者に対して利用可能でなかったり、公知のものでなかったりする場合において、厳密に機密事項として取り扱われ続けなければなりません。全従業員は個人的に機密保持契約に署名するか、雇用契約内の特定の契約条項またはその他の法的に適切な方法でこれをコミットします。Bureau Veritasの従業員は退職後も引き続きこの機密保持義務の拘束を受けるものとします。従業者の一人ひとりが、自分の業務活動において入手可能である情報の機密性を保護する措置をとらなければなりません。その情報の使用については、許可された業務上の目的のみに限られるべきであり、承認を受けた人物に限り共有したり提供することができます。

当社の従業員およびクライアント、パートナー、協力業者、サービス提供者からの個人データは適用されるデータ保護法および規制に従って処理されなければなりません。特定の目的に必要なデータに限り、収集したり処理したりすることができます。従業員の個人データを収集し処理を行う場合、その従業員はその個人データの使用と権利について通知を受けます（特に、アクセス権、個人データの修正、データ処理への反対）。個人データは、最初に意図された目的以外のことに再利用することはできません。

敷地やラボへの立ち入りは、承認を受けた人物のみに制限し、文書やデータを指定の安全なエリアに保管して安全な方法で廃棄するといった物理的および技術的なセキュリティ対策を実施することで情報を保護することができます。外部のサービス提供者を利用してBureau Veritasの代わりにデータの処理を依頼する場合、セキュリティが重要になります。協力業者は契約により、Bureau Veritasの指示に従って、データの処理を行い、適切なデータ保護対策を維持することが求められています。データセキュリティメカニズムの潜在的な違反、不正アクセスや開示、データの損失を管理するために、社内手順に従わなければなりません。

当社の商標は、Bureau Veritasの最も価値のある資産です。Bureau VeritasはBureau Veritasの会社商標の所有者として、それを使用する権利を有する唯一の会社です。私たちは、当社の商標が侵害を受けたり、虚偽の認証を受けたりすることがないよう、世界中で保護され守られるために特に注意を払わなければなりません。

やるべきこと

- 情報の機密性およびセキュリティを保護するためのすべての措置をとること。情報の盗難や悪用、不正使用を回避し、文書および処理された情報を保存し、その完全性の保護に努めること。
- 占有情報は、最初に意図された当社のミッションや目的の遂行に関してのみ使用すること。
- 当社により作成された文書を機密性の度合いにより分類すること。また機密性の度合いによる文書の適切な管理を行うこと。
- 夕方には机を整理整頓し、すべての機密文書が安全に保管されていることを確認すること。
- 当社のミッションにおいて使用した文書、データ、用紙、公式な社印、ホログラム、シールやあらゆる形態の印付けされた物品が安全に扱われていることを確認すること。必要なくなった情報（例：手紙やメモ）は全て、シュレッダーにかける、焼却あるいは削除するなど、安全な方法で廃棄すること。
- 公共の場所で機密情報を含む内容について話し合う場合や、機密情報にアクセスする際には注意すること。
- 外部に情報（例：機密情報やクライアントの個人的な詳細を含む文書）を送る前に、適切な扱いや注意がなされていることを確認すること。
- 機密情報について話し合ったり保護された情報を送る前に、社外人物とは書面による契約を締結すること。
- 第三者との事業関係において厳密に必要な情報のみを開示するよう努めること。
- Bureau Veritasの情報システムにおいて違反があった場合や、違反の疑いがある場合は、以下の社内手順により、速やかに申告すること。
- 疑義がある場合は、直属の上司、現地コンプライアンス担当者、またはグループ・コンプライアンス・オフィサーからの助言または承認を得ること。

やってはいけないこと

- あるクライアントに関する機密情報を他のクライアントへ開示すること。
- Bureau Veritasでの雇用契約内において取得した情報から個人的な利益を得ようとすること。
- 承認を受けていない人物に対し、敷地への立ち入りや情報システムへのログインを許可したり便宜を図ったりすること（例：個人的なパスワードは誰にも渡さないでください）。
- 機密情報であり、適切に保護されていない（例：暗号化されていない）、または明確な承認のない情報やデータを社外に開示すること。

実践編：こんな時あなたならどうする？

あるクライアントがBureau Veritasから業務上の連絡を受け取ることに同意しましたが、気が変わり、結局解約に至りました。

その後、そのクライアントと引き続き連絡を取り合ってもいいのでしょうか？

いいえ

その人物には、自らが以前与えた承諾を取り消す権利があります。

契約期間中は、クライアントデータベースにその人物の連絡情報を保管し続けることができますが、業務上の連絡を取ることはできません。

慈善活動を行いたいと思っています。Bureau Veritasの常連のクライアントの中には、この種の活動に深く関与している方もいることを知っています。

クライアントデータベースを使って、彼らに連絡を取ってもいいのでしょうか？

いいえ

業務用データベースは業務以外の目的に使用することはできません。

私の業務用のコンピューターからは、機密情報にアクセスすることができるのですが、画面を消すことなく、昼食に出かけています。

これは大丈夫なのでしょうか？

業務中に機密情報やデータにアクセスすることができる場合、席を外すときは、コンピューターの画面の電源を切るか、ロックしてください。

業務目的としたクライアント用のパワーポイントプレゼンテーションで、他社のクライアントのロゴを複製することは可能でしょうか？

いいえ

クライアントの名前やロゴを使用する場合は、クライアントから事前に承認を得なければなりません。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：

- *指針362*
- *グローバルIS/IT認定証*
- *従業員向けグループ個人データ保護指針*
- *ユーザー向けグループ個人データ保護指針*
- *情報システムセキュリティ指針*
- *プライバシーデータ違反プロセスおよび報告書*
- *虚偽のBureau Veritas認定書、報告書および図面に関するグループ指針*

内部情報およびインサイダー取引規則

メディアおよび投資家との連絡

社内情報およびインサイダー取引防止義務に関連した重要な社内手続き、システムおよび管理等、必須の仕組みは数多く存在しています。これには、社内情報の正確性に関する要件、社内情報の流布の防止、および社内情報を所有している期間の取引、株式（オプションやその他の証券）、社内情報が関係する会社の情報に関する禁止事項が含まれます。

社内情報とは、一般に非公開の様々な詳細な情報であり、直接的か間接的かに関わらず、Bureau Veritasグループ、Bureau Veritas SAまたはBureau Veritas SAやBureau Veritasグループの株式に関連するものです。社内情報は、一般公開された場合、Bureau Veritasの株価や株式に関連した金融商品に大きな影響を及ぼす可能性のある情報として定義されています。

Bureau Veritasにおける日々の業務活動において、社内情報にアクセスする場合がありますが、この情報が一般に公開されていない限り、あるいは公開されるまで、機密情報として厳密に保管しなければなりません。この情報を個人的な理由で使用したり、受け取る権利のない人々に開示することは、証券に関する法律やBureau Veritasグループの規則を侵害することになります。私たちは内部情報へのアクセスを、知る必要のある正当な者にのみ限定しなければなりません。社内情報を所有している期間中にBureau Veritas SAの株式取引を行う人物に対しては、深刻な法的制裁や罰金が科される場合があります。

私たちは、グループのイメージを強化するために、クライアントやアナリスト、投資家、あるいは世間に対し、積極的に発信しています。しかし、Bureau Veritasは上場企業であるため、そのようなメディアやアナリストへの発信は、グループのイメージや評判に影響を及ぼす可能性があります。同時に、Bureau Veritasの株価にも影響を及ぼす可能性があります。ですから、そのような発信全てにおいて、細心の注意が必要です。仮にグループ外からBureau Veritasに関してコメントを求められた場合は、コミュニケーション部門またはインベスターリレーションズ部門から事前に承認を得てください。

やるべきこと

- 上場会社の従業員として、社内情報やインサイダー取引に関する規制に準拠すること。
- 社内情報を保持している場合は、常にBureau Veritas SAの株式に関する取引に関する情報を持ち出すことは避けること。これは、直接的か間接的か、自身あるいは他者のため、そして市場に出ているか出ていないかに関わらず外部に流失しないようにする必要があります。
- 社内情報を厳格に機密事項として保管し、受領する資格のある人々にのみ開示するようにすること。受領資格のある人々に関して疑義がある場合は、グループ・コンプライアンス・オフィサーに相談すること。
- 承認を受けた人々のみがアクセスできるよう、あなたのコンピューター上の社内情報へのアクセスを保護すること。
- ブロックされていないシステム内に保管されている社内情報を含む電子文書は、パスワードで保護すること。
- 社内情報を含む文書の印刷は制限すること。
- 社内情報が不正に漏洩したり開示されたりしたと思う場合は（自分自身、Bureau Veritasグループの誰か、または他者によってかに関わらず）、直ちに直属の上司やグループ・コンプライアンス・オフィサーに通知し、必要だと思われる場合はすぐに市場へ情報開示すること。またBureau Veritasはその漏洩に関する調査を行うこと。
- 社内情報がプレスリリースの形態により公開されていない限り、またはあなたが財務情報への定期的なアクセスを有するインサイダーとして通知されているブラックアウト期間中は、会社の証券について、直接的にも間接的にも取引を行うことは控えること。

やってはいけないこと

- 金融市場において会社の証券を売買するために社内情報を使用すること。
- この社内情報に基づき第三者に対し、Bureau Veritas SAの株式を売買するよう推奨すること。
- Bureau Veritasの機密情報について公共の場で話し合うこと。
- 社内情報に関する文書をUSBに保存したり、その文書を人々が簡単に入手できる場所に置くこと。

実践編：こんな時あなたならどうする？

タクシーの中で、機密情報について電話で話していますが、会社について明確には言及していません。

これは大丈夫なのでしょうか？

いいえ

タクシーの運転手はあなたの予約状況から、あなたが勤める会社を割り出すことができ、その情報と会社との繋がりを見つけだすかもしれません。

同僚がある社内情報について認識していると確信しており、それについてその同僚と話し合ってみようと思っています。

この行為は大丈夫なのでしょうか？

いいえ

あなたの同僚が社内情報について認識しているかどうかを、直属の上司やグループ・コンプライアンス・オフィサーに尋ねてください。

ある人物からLinkedIn上で連絡があり、ミーティングをしようと提案されました。彼女はTC社の雇用状況に関するベンチマークを行っています。彼女は義理の兄弟の友人だと言っています。

これは大丈夫なのでしょうか？

いいえ

この要求に関しては、コミュニケーション部門の担当者に助言を求めてください。この担当者が適切な指示を出してくれます。

参考資料

社内指針および手続きのマニュアル：指針364および371

責任：企業の社会的責任

公正な労働環境 43

健康および安全 45

公正な労働環境

Bureau Veritasは当社が業務を行う国や活動に関わらず、国際的に宣言された人権の保護の支援および尊重を約束しています。

Bureau Veritas人権方針は全ての従業員に共通するものであり、これはあらゆる状況において、また現地の規制や慣行がどのようなものであれ、推進されるべきものです。この人権方針は、国際人権基準に基づいており、以下について述べています。

- 集会の自由および団体交渉の権利。
- 人身売買および強制労働の禁止。
- 児童労働の禁止。
- 差別の排除。
- 多様性およびインクルージョンの推進。
- 安全かつ安心な職場の提供。
- プライバシーの保護。

やるべきこと

- 全ての従業員がもつ、職業組合を構成し参加する権利、および現地法に基づき団体交渉を行う権利を尊重すること。
- 従業員が自分たちの考えや懸念事項、問題について上司に話すことができる職場づくり、および労働環境に関し共に取り組むことのできる開かれた正直なコミュニケーションを奨励すること。
- 労働時間、最低賃金を含む賃金、残業および福利厚生に関する全ての適用法を完全に遵守して業務を行うこと。
- 労働者は、合理的な期間を設けた事前の通知により、雇用関係を自由に終了することができること。
- 職場や業務に関連した環境におけるあらゆる種類の差別、ハラスメント、その他の侮辱的な、または不適切な行動、不当な扱いやあらゆる種類の報復措置に立ち向かうこと。
- 人種、肌の色、宗教、性別、国籍や社会的出身、年齢、性的指向、婚姻状況、健康状態、障害、政治的立場、性同一性障害、その他適用される現地法により保護されている地位によってではなく、適格性、業績、能力および専門性のみに基づいて雇用、配置、トレーニング、報酬、昇進を決定すること。
- 全ての職場において、多様性を支援し、促進すること。
- 暴力、ハラスメント、脅威、その他の危険や混乱した状況のない、安全で健康的な職場を提供すること。.

やってはいけないこと

- 非自発的な囚人労働、年季奉公労働、拘束労働、軍事労働、奴隷労働、または人身売買を含むあらゆる形態の強制労働を使用すること。
- 全ての業務において、16歳未満の子どもを雇用したり、いかなる方法であれ、子どもから搾取すること。
- 18歳未満の労働者に、健康や安全性を損なうような危険な業務を行わせること。

実践編：こんな時あなたならどうする？

同僚から不適切なコメントをされたと悩んでいるというチームメンバーから連絡を受けました。

私には何ができるでしょうか？

あなたはまず、その状況をハラスメントである可能性があると考えなければなりません。人事部に通知し、その件に対応するためのサポートを依頼しなければなりません。

16歳の子どもがBureau Veritasの事務所における3週間のインターンシップに申し込んできました。

受け入れる対応をしてもいいのでしょうか？

それはあなたがいる国により異なります。返事をする前に、規制について確認しましょう。

業務の深刻な遅れに直面しているクライアントから、週末に業務を行うために検査者を派遣するよう依頼を受けました。

これは可能なのでしょうか？

それはあなたがいる国により異なります。返事をする前に、規制について確認し、その業務をなぜ週末に行う必要があるのか正当化しなければなりません。

参考資料

Bureau Veritas人権および労働指針
ビジネスパートナーの行動規範

健康および安全

「*事故が起こるような状況を回避する。*」

私たちの職業上の健康および安全リスクは、Bureau Veritas特有のものです。これは、グループの検査サービスの大部分がクライアントとそのサプライヤーの敷地内で行われているからです。これらの場所は、Bureau Veritasが必ずしも熟知している場所ではなく、そこに常にリスクがないとは言いきれないからです。これにより、グループの従業員が晒されるリスクは増加します。特に当該箇所に独自の安全・保安計画がない場合はなおさらです。

密閉空間などで行われる業務やイオン化放射線への暴露、海の船上や海上掘削装置等の特定の状況においては、高いリスクが存在します。

私たちは無事故企業を目指して、これを主な焦点として、グループの安全文化を推進しています。グループが新しい国や産業セクターに進出する場合、多くの課題に直面します。

以下の安全基本規則では、すべての従業員、来訪者、協力業者、第三者労働者に対する要件を定めています。一方、Bureau Veritasの現場やクライアントの現場における業務はBureau Veritasの責任の下行われます。常に当該安全基本規則に留意し、従ってください。

安全基本規則8ヶ条

- 義務化されているPPE*を着用すること。
- 高所での作業には転落防止具を着用すること。
- 吊り下げられた物の下を歩かないこと。
- 走らず歩き、使用可能な手すりを使用すること。
- 電源の入った機器で作業を行う前に、ロックアウト・タグアウトを適用すること。
- 操作・作業前に、すべての機械が適切に保護されていることを確認すること。
- シートベルトを着用すること。
- 速度制限と交通規則を守ること。

管理方法3ヶ条

- 本来備わっている安全な機器を使用すること。
- 管理区域を尊重すること。
- 密閉空間に立ち入る前に承認を得ること。

安全行動5ヶ条

- 安全作業手順および計画に従うこと。
- 運転中は注意を逸らさないこと。
- 機器を使用する前に、「安全のための2分間」を行うこと。
- 作業中や運転中はアルコールまたは違法ドラッグを摂取しないこと。
- 危険な状況となった場合は作業を停止すること。

* 個人用防護具。

やるべきこと

- 現地で適用される健康および安全の法的要件に従うこと。
- 時間をかけて安全基本規則を読んで学び、当社の日々の活動で実施すること。
- 安全基本規則の適用について懸念事項や疑問がある場合は、直属の上司または現地のHSEの担当者にただちにサポートを依頼すること。
- Bureau Veritasの各従業員を守るために必要な措置をとること。
- 危険な状況をすべて報告し、事故の発生を防ぐこと。
- 安全基本規則を適用すること。
- 健康および安全規則および安全な行動に関し従業員の訓練を行うこと。
- ビジネスパートナーに対し、尊重すべきBureau Veritasの健康および安全規則について伝えること。
- 危険事象についての報告を促すこと。
- 社内および社外監査を行い、現地においてグループの健康および安全指針に準拠していることを確認すること。

やってはいけないこと

- 安全リスクを考慮せず、範囲外または必要な資格や個人用防護具（PPE）がない状況で業務を行うこと。
- 安全リスク分析を説明せずにミッションや業務を下請けに出すこと。
- 危険事象や事故に関して報告を怠ること。
- 他の労働者に注意を払うことを怠ること。

実践編：こんな時あなたならどうする？

ある検査者が検査中に指を切ってしまいました。非常に軽微な切り傷で状態は悪くなかったため、その検査者は業務を続けることにしました。

その従業員はその小さな切り傷について報告すべきでしょうか？

はい

医療および安全の理由から、安全性に関わる事故に関してはすべて報告しなければなりません。

クライアントが所有するラボで業務を行うBureau Veritasの技術者は、ピペットを使用する際に、切り傷防止手袋を使用しなければなりません。あまり実用的でないように思われるのですが、

非常に短い時間であれば、より器用に手を動かすために手袋を外してもいいでしょうか？

いいえ

安全の専門家や技術専門家により、Bureau Veritasにおける個人用防護具（PPE）の着用義務が定義されました。これにより、業務の場所に関わらず（クライアントの職場あるいはBureau Veritasの職場）、従業員が必要とされる個人用防護具（PPE）の着用を嫌がる場合、業務権限の停止を適用し、直属の上司および健康と安全部門のマネージャーに報告しなければなりません。

参考資料

グループQHSSE指針PO-100至PO-121

Bureau Veritasの倫理規定は倫理委員会およびBureau Veritasの取締役会の承認を得ております。

Bureau Veritasの倫理規定は、国際検査機関連盟（IFIA）/試験・検査・認証機関（TIC）コンプライアアンス規範（www.tic-council.org）に準拠しており、世界の汚職問題解決を目標に掲げるTransparency International & Social Accountability International（トランスペアレンシー・インターナショナルおよびソーシャル・アカウンタビリティィ・インターナショナル）の要件を反映映したものです。

第6版－2019年12月制定、2023年6月改訂– 著作権 @ 2019 Bureau Veritas – 無断複製禁止。

Designed & published by LABRADOR +33 (0)1 53 06 30 80

*信頼に満ちた世界の創造へ

BUREAU VERITAS

Shaping a world of trust*

Immeuble Newtime, 40/52 Boulevard du Parc - 92200 Neuilly-sur-Seine - France
電話番号: +33(0)1 55 24 70 00 - Fax 番号 : +33(0)1 55 24 70 01 - www.bureauveritas.com